

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成27年9月 第2回訂正分)

株式会社ブランジスタ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成27年9月9日に関東財務局長に提出しており、平成27年9月10日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成27年8月14日付をもって提出した有価証券届出書及び平成27年9月1日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,200,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,560,000株(引受人の買取引受による売出し1,200,000株・オーバーアロットメントによる売出し360,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成27年9月9日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

〈欄外注記の訂正〉

(注) 3 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しに当たっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し360,000株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

2 【募集の方法】

平成27年9月9日に決定された引受価額(414円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(450円)で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「255,000,000」を「248,400,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「255,000,000」を「248,400,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であります。

(注) 5 の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「発行価格(円)」の欄：「未定(注) 1」を「450」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 1」を「414」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注) 3」を「207」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 4」を「1株につき450」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

公募増資等の価格の決定にあたりましては、400円以上450円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数1,200,000株、引受人の買取引受による売出し1,200,000株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限360,000株(以下総称して「公開株式数」という。)を目途に需要の申告を受け付けました。その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数に渡っていたこと。

③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における市場評価および上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき450円と決定いたしました。

なお、引受価額は1株につき414円と決定いたしました。

2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(450円)と発行価額(340円)及び平成27年9月9日に決定した引受価額(414円)とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 平成27年8月14日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成27年9月9日に資本組入額(資本金に組入れる額)を1株につき207円に決定いたしました。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき414円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘査し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 8 の全文削除

4 【株式の引受け】

〈欄内の数値の訂正〉

- 「引受けの条件」の欄： 2 引受人は新株式払込金として、平成27年9月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき414円)を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき36円)の総額は引受人の手取金となります。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 上記引受人と平成27年9月9日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

- 「払込金額の総額(円)」の欄： 「510,000,000」を「496,800,000」に訂正。
「差引手取概算額(円)」の欄： 「506,000,000」を「492,800,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、平成27年8月31日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額492,800千円については、当社が発刊する電子雑誌の発刊数及び掲載施設数増加に対応するためのサーバー増強やシステム構築を目的としたシステム投資資金として94,000千円（平成28年9月期47,000千円、平成29年9月期47,000千円）、電子雑誌の知名度向上、電子雑誌制作パートナー企業の増加及び新規掲載施設獲得のための広告宣伝費として47,000千円（平成28年9月期：47,000千円）、残額を平成28年9月期中に営業員及び電子雑誌制作人員の採用費及び人件費等の運転資金に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年9月9日に決定された引受価額(414円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格450円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「510,000,000」を「540,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「510,000,000」を「540,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 4 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し360,000株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

5 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

(注) 4、5の全文削除及び6、7の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1(注) 2」を「450」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 2」を「414」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 2」を「1株につき450」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注) 3」を「(注) 3」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 大和証券株式会社 1,200,000株

引受人が全株買取受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき36円)の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成27年9月9日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「153,000,000」を「162,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「153,000,000」を「162,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘査した結果行われる大和証券株式会社による売出であります。

5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5 の全文削除及び 6 の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1」を「450」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 1」を「1株につき450」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2 売出しに必要な条件については、平成27年9月9日において決定いたしました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのため、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(360,000株)を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、平成27年10月15日を行使期限として当社株主から付与されております。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成27年10月15日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(360,000株)を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシューオプションを使用しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成27年9月 第1回訂正分)

株式会社ブランジスタ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成27年9月1日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成27年8月14日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,200,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,560,000株(引受人の買取引受による売出し1,200,000株・オーバーアロットメントによる売出し360,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに關する事項を、平成27年8月31日開催の取締役会において決定しましたので、これらに關連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には_____署を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

〈欄外注記の訂正〉

(注) 3 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しに当たっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

4 本募集及び引受人の買取引受による売出しに關連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに關する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

(注) 3の全文削除及び4、5の番号変更

2 【募集の方法】

平成27年9月9日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受け人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成27年8月31日開催の取締役会において決定された払込金額(340円)と同額)以上の価額となります。引受け人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受け人の手取金といたします。当社は、引受け人に対して引受け手数料を支払いません。

(略)

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「448,800,000」を「408,000,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「264,000,000」を「255,000,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「448,800,000」を「408,000,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「264,000,000」を「255,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件(400円～450円)の平均価格(425円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
5 仮条件(400円～450円)の平均価格(425円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は510,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「発行価額(円)」の欄：「未定(注) 2」を「340」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は400円以上450円以下の価格といたします。
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。
なお、当該仮条件は変更されることがあります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年9月9日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
需要の申告の受付けに当たり、引受け人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(340円)及び平成27年9月9日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受け人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受け人の手取金となります。
8 引受価額が発行価額(340円)を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

〈欄内の数値の訂正〉

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「大和証券株式会社480,000、株式会社SBI証券720,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 上記引受人と発行価格決定日(平成27年9月9日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額の総額(円)」の欄：「528,000,000」を「510,000,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「524,000,000」を「506,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(400円～450円)の平均価格(425円)を基礎として算出した見込額であります。平成27年8月31日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額506,000千円については、当社が発刊する電子雑誌の発刊数及び掲載施設数増加に対応するためのサーバー増強やシステム構築を目的としたシステム投資資金として94,000千円（平成28年9月期47,000千円、平成29年9月期47,000千円）、電子雑誌の知名度向上、電子雑誌制作パートナー企業の増加及び新規掲載施設獲得のための広告宣伝費として47,000千円（平成28年9月期：47,000千円）、残額を平成28年9月期中に営業員及び電子雑誌制作人員の採用費及び人件費等の運転資金に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「528,000,000」を「510,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「528,000,000」を「510,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 4 売出価額の総額は、仮条件(400円～450円)の平均価格(425円)で算出した見込額であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「158,400,000」を「153,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「158,400,000」を「153,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 5 売出価額の総額は、仮条件(400円～450円)の平均価格(425円)で算出した見込額であります。



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成 27 年 8 月



 **Brangista**
BRANDING LOGISTIC ARTS

株式会社プランジスタ



1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式448,800千円(見込額)の募集及び株式528,000千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式158,400千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成27年8月14日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ブランジスタ

東京都渋谷区桜丘町 20 番 4 号

1 事業の内容

Our business

当社は「あらゆる企業のプロモーションを支えるベストパートナーであり続ける」という行動理念のもと、独自の企画力と営業力を基に、電子雑誌の発行や企業のニーズにあわせたウェブサイトの制作・ECサポート・CRMサービスなどの各種ソリューションといった、インターネットを中心とした企業プロモーション支援事業を行っております。



01 Digital Magazine

電子雑誌

電子雑誌 11 誌は全て無料！読者数は 200万人以上*

当社は、平成 19 年より本物の雑誌をめくる感覚でパソコンやモバイル端末、タブレット端末を通じて読むことができるインターネット上の無料雑誌を提供。「電子雑誌 NO.1 宣言」を掲げ、現在は 11 誌を発行しています（平成 27 年 7 月末現在）。



02 Benefits of Our Digital Magazines

当社電子雑誌の強み

雑誌 × WEB メディア + 著名人が多数出演

雑誌のクオリティとウェブならではの表現力や利便性の高さを兼ね備え、有名女優・俳優が多数出演する新しいメディアです。

電子
雑誌

強み
①

雑誌ならではのデザイン性&クオリティと ウェブならではの利便性&豊かな表現力

紙の雑誌では実現できない、複数枚の画像が切り替わるといった動きのある誌面、1ページ内での多階層にわたる表示など、当社電子雑誌ならではの豊かな表現力で、情報の発信を行なっております。

さらに、ウェブならではの特性を活かした、雑誌を読みながら誌面上での動画再生や、商品を購入できるといった利便性の高さに加えて、最新のOSブラウザ、各デバイスに対応しており、ご自宅や外出先など読者の様々なご利用環境に対応できるようにしております。

また、当社が発行する電子雑誌は、印刷された紙の雑誌の電子化ではなく、電子版のみで制作・発行しているため、画面にあった文字サイズで誌面を拡大する必要なく読むことができることや、データのダウンロードや電子書店での購入の必要が無く読むことが出来る仕様となっており、他社との差別化につながっております。



雑誌・情報 広告 検索 予約・購入



電子
雑誌

強み
②

有名女優・俳優が 100名以上出演する電子雑誌

当社の電子雑誌は有名な女優・俳優が累計100名以上(平成27年7月末現在)登場していることが大きな特徴です。通常ウェブサイトでは表現しにくい、雑誌ならではのクオリティの高い誌面で、編集された情報を発信していることに加え、平成19年より電子雑誌を提供している当社電子雑誌のブランド力、創刊以来のキャスティング実績等が芸能プロダクションからも評価されているため、本来であればインターネット媒体のみに出演する事が珍しい、有名な女優・俳優、タレント等の著名人を起用することが可能となっており、他社との差別化につながっております。

さらに、当社電子雑誌の見た目のクオリティやブランド力により「タレント自身のブランディングとなる出版物への出演」となるため、一般的な広告契約と比べ安価でタレントを起用することができます。



ビジネスモデル

当社電子雑誌 3 つのビジネスモデル

当社発行の電子雑誌 11 誌は、3 つのビジネスモデルで展開しており、収益の多角化を図っております。

電子雑誌 広告掲載

自社完結型



電子雑誌 制作受託

制作納品型



電子雑誌 制作受託

広告営業 タイプアップ型



制作・出版～営業の全てが自社だけで完結 広告掲載件数も順調に増加中

電子雑誌へ広告を掲載する広告主様から広告掲載料を受領しております。広告主のブランド価値向上に資するとともに、雑誌を読みながらその場で予約・購入ができる電子雑誌ならではの機能的な誌面で広告主をご紹介し、集客ツールとしてもご活用いただいております。



クライアント企業のための電子雑誌を制作 大型クライアント向けサービス

電子雑誌発刊で培った経験とノウハウをもとに、制作委託元の企業から制作受託料を受領し、委託元企業の雑誌を制作・納品しております。通常、制作委託元の企業が直接広告契約すれば高額な出演料が発生するタレント等の著名人をプロモーションツールとして起用でき、ブランディング広告（ブランディングアド）として、自社のサービス及び商品のブランド力向上や新たな集客にご活用いただいております。



クライアント企業の電子雑誌制作に加え 広告営業も行うハイブリッド型サービス

制作・納品・更新だけでなく、雑誌の中に設けた広告枠までも当社が販売するビジネスモデルです。単に、出版社として雑誌の制作を受託するだけではなく、広告掲載の営業活動までを行えることが大きな特徴です。当社にとっては、クライアント企業からの制作受託料に加え、広告主から広告掲載料を受領する 2 つの収益を確保できるビジネスモデルです。

制作委託元企業の顧客へ営業活動を行い、広告主から受領する広告掲載料の一部を制作委託元の企業へシェアしております。それによって、制作委託元の企業は制作費の一部または全部の回収が可能となります。



①電子雑誌制作受託料



②楽天市場・トラベル出店企業への営業

③広告掲載料



④制作・納品 + 掲載料 (一部)



04 Originality of Our Digital Magazines

当社電子雑誌の独自性

高い広告価値を創出する電子雑誌

当社電子雑誌は、紙の雑誌には無いウェブならではの利便性と、ウェブサイトには無い雑誌ならではのクオリティの高いデザイン性を兼ね備えた、高い広告価値の創出につながるプランディング広告（プランディングアド）を目指しております。

電子
雑誌

独自性
①

読んで楽しいプランディング記事広告

一方的に広告を見せるのではなく、雑誌ならではの編集要素を加えた「読んで楽しませる記事」として情報を提供し、クライアント企業のサービスや商品を紹介することによって、情報を羅列した情報集約的な一般的なウェブサイトと比較して、読者が利用シーンを想像しやすくなると同時に、当社電子雑誌の定期読者をクライアント企業に送客することに貢献しております。また、短期的な広告効果だけではなく、広告主のプランディングを重視し、読者が直感的にイメージできるビジュアルやメッセージを重視する等、高い広告価値の創出につながる誌面づくりが特徴です。

クライアントサイド

BRANDING
プランディング

短期的な広告効果だけではなく
継続的な**ブランド価値の創造へ**

電子雑誌読者サイド

ENTERTAINMENT
エンターテイメント

一方的に広告を見せるのではなく
見て楽しませる記事広告

電子
雑誌

独自性
②

全国規模の自社営業力と掲載数に限りの無い 電子雑誌だから実現したストック型ビジネスモデル

このように、高い広告価値の創出につながる電子雑誌広告を全国8つの当社の拠点（平成27年7月末現在）から、地方のクライアント様へも直接訪問・ご提案しております。電子雑誌には紙の雑誌のようなページ数の増加による厚さ・重量などの物理的な制限が無く、当社電子雑誌のブランドを守るために独自の掲載基準により広告掲載クライアントを厳選するものの、数に限り無く掲載数を伸ばすことが可能です。通常の紙の雑誌広告のような1回限りの掲載ではなく継続・更新して広告主の情報を掲載し続けることから、継続した広告掲載の契約が実現しており、年々広告掲載件数が増加する、ストック型ビジネスモデルとなっております。

年間契約の積み上げ方式=ストック型収益モデル
毎新規掲載 + 継続 × 年数 = 売上増

広告掲載数推移イメージ

新規獲得
新規獲得
新規獲得
新規獲得

新規獲得

新規獲得

契約更新

新規獲得

新規獲得

新規獲得

新規獲得

新規獲得

新規獲得

新規獲得

→ 経過年数

05 Brangista Solution Service

その他ソリューション

その他ソリューションでは、企業の販促支援を目的とした、人的・戦略的なサポートサービスを展開しております。企画～制作・開発～運営～検証までの実践的な業務運営を、ワンストップで提供できる事が特徴であり、ECサイト運営500社以上(通算)、サイト制作・運営2,000社以上(通算)の実績がございます(平成27年7月末現在)。

ウェブサイト制作

様々な企業の目的や用途に合わせ、様々なデバイスに応じたウェブサイトを制作。

SEO施工実績も2,700社以上※の実績があり、電子雑誌クライアントへのクロスセルも行っております。



※平成27年7月末現在

ECサポートサービス

EC展開企業様の店舗運営と売上向上に必要なページ制作、分析・解析、プロモーションやコンサルティングなどの様々な業務をワンストップで提供。

また、受注・出品・在庫の一元管理ASP「EC店長」も提供しております。



CRMサービス

一般消費者向けに販売活動を行っている幅広い企業へ、キャンペーンの企画から運営までを代行。顧客データベースの構築・会員組織の運営代行を行っております。



06 Growth Strategy

今後の成長戦略

今後も電子雑誌を中心とした企業のプロモーション支援サービスに注力し、クライアント企業に対して高付加価値サービスの提案を積極的に展開していく方針であります。現在、自社完結型だけではなく楽天(株)やその他大手企業との共同発刊の電子雑誌を8誌制作(平成27年7月末現在)しており、今後も様々な企業と共に電子雑誌を発刊するなど、引き続き取扱いジャンルを拡大すると共に、ボーダレスなインターネット媒体の特徴を活かし、国境を越えた事業展開も視野に入れた事業拡大を図ります。



文化

転職



クルマ

GOLF



海外旅行

音楽



料理

ヘルスケア

GAME

IT

映画

進学

アルバイト



トレンド

学習

訪日外国人用旅行誌

衣・食・住のさまざまなジャンルで雑誌を発刊し、各誌での広告掲載クライアントを獲得してまいります。

2 業績の推移

主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

| 業績の推移 Change of achievements | | 回 次 | 第 10 期 | 第 11 期 | 第 12 期 | 第 13 期 | 第 14 期 | 第 15 期 第 3 四半期 |
|----------------------------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------------|
| 決 算 年 月 | | 平成22年9月 | 平成23年9月 | 平成24年9月 | 平成25年9月 | 平成26年9月 | | 平成27年6月 |
| 売 上 高 | | 903,036 | 1,151,588 | 1,407,774 | 1,512,606 | 1,708,380 | 1,562,790 | |
| 経常利益又は経常損失(△) | | △69,056 | 47,053 | 139,920 | 156,706 | 221,351 | 183,406 | |
| 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△) | | △70,634 | 66,495 | 155,165 | 155,618 | 141,953 | 114,530 | |
| 持分法を適用した場合の投資利益 | | — | — | — | — | — | — | — |
| 資本金 | | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 |
| 発行済株式総数(株) | | 100,000 | 125,200 | 125,200 | 125,200 | 125,200 | 12,520,000 | 12,520,000 |
| 純資産額 | | 942,559 | 1,261,083 | 1,416,248 | 1,571,867 | 1,713,820 | 1,828,350 | |
| 総資産額 | | 1,079,970 | 1,389,857 | 1,592,464 | 1,750,114 | 1,936,680 | 2,094,835 | |
| 1株当たり純資産額(円) | | 9,425.59 | 10,072.55 | 11,311.89 | 125.55 | 136.89 | — | |
| 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)(円) | | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) |
| 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)(円) | | △706.34 | 590.36 | 1,239.34 | 12.43 | 11.34 | 9.15 | |
| 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額(円) | | — | — | — | — | — | — | — |
| 自己資本比率(%) | | 87.3 | 90.7 | 88.9 | 89.8 | 88.5 | 87.3 | |
| 自己資本利益率(%) | | — | 6.0 | 11.6 | 10.4 | 8.6 | — | |
| 株価収益率(倍) | | — | — | — | — | — | — | |
| 配当性向(%) | | — | — | — | — | — | — | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | — | — | — | 22,846 | 131,157 | — | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | — | — | — | △64,848 | △45,762 | — | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | — | — | — | — | — | — | |
| 現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高 | | — | — | — | 845,303 | 930,698 | — | |
| 従業員数(外、平均臨時雇用者数)(名) | | 99(—) | 114(—) | 124(—) | 123(—) | 158(—) | — | |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また第10期は1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

5. 第10期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。

6. 株価収益率について: 当社株式は非上場でありますので記載しておりません。

7. 当社は第12期まではキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書は作成いたしません。

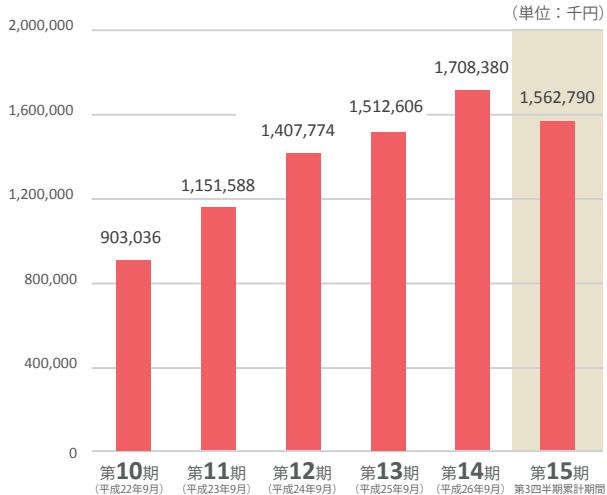
8. 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員の100分の10未満のため、記載を省略しております。

9. 当社は第13期及び第14期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第10期、第11期及び第12期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。なお、第15期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

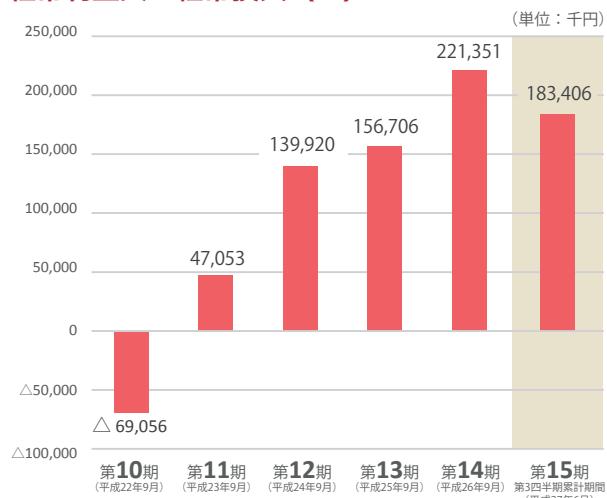
10. 当社は、平成23年4月1日付で、旧㈱フランシス社との吸収合併を行っております。
11. 第12期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年)を採用いた

11. 第12期(第11株主にリヨン社純利益に係る年次計算基準)「東京云計基準第4号 平成22年6月30日」「1株主にリヨン社純利益に係る年次計算基準(適用指針)」「東京云計基準第4号 平成22年6月30日(公表分)」及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。平成26年4月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われると既定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益額を算定しております。

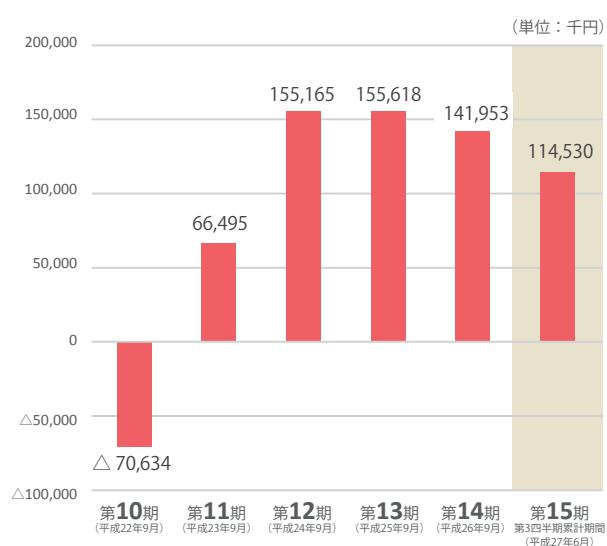
売上高



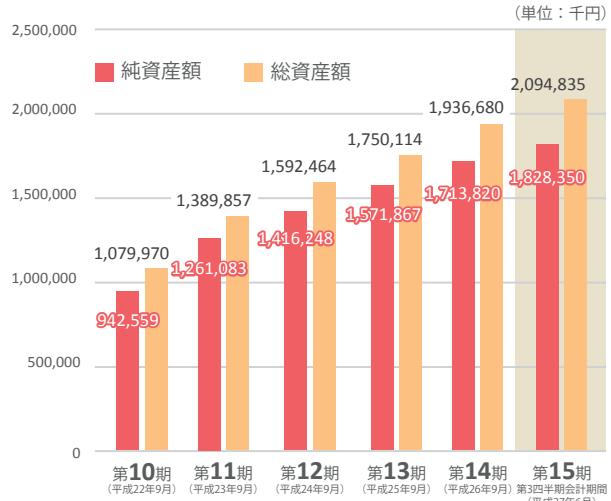
経常利益又は経常損失 (△)



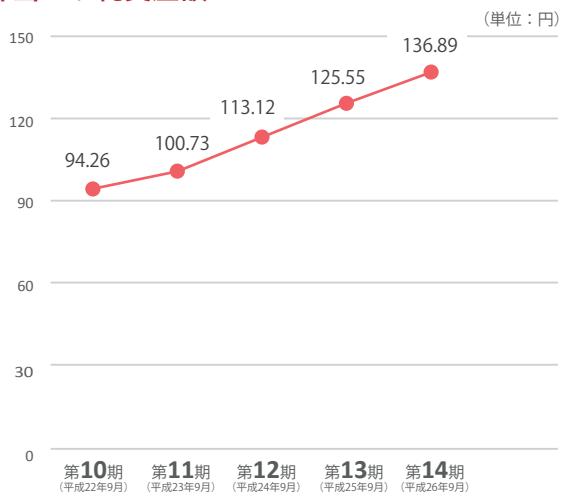
当期（四半期）純利益又は当期純損失 (△)



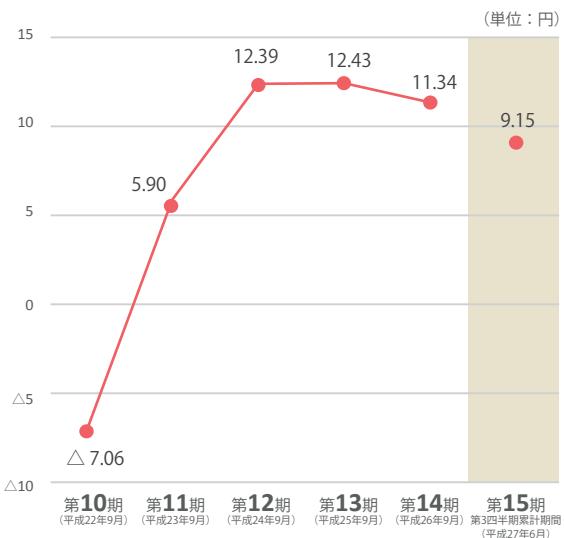
純資産額/総資産額



1株当たり純資産額



1株当たり当期（四半期）純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額 (△)



(注) 当社は、平成26年4月11日付で、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△)」の各グラフでは、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目 次

| | 頁 |
|--------------------------------------|----|
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【証券情報】 | 2 |
| 第1 【募集要項】 | 2 |
| 1 【新規発行株式】 | 2 |
| 2 【募集の方法】 | 3 |
| 3 【募集の条件】 | 4 |
| 4 【株式の引受け】 | 5 |
| 5 【新規発行による手取金の使途】 | 6 |
| 第2 【売出要項】 | 7 |
| 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 | 7 |
| 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 | 8 |
| 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 | 9 |
| 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 | 10 |
| 【募集又は売出しに関する特別記載事項】 | 11 |
| 第二部 【企業情報】 | 12 |
| 第1 【企業の概況】 | 12 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 13 |
| 2 【沿革】 | 17 |
| 3 【事業の内容】 | 19 |
| 4 【関係会社の状況】 | 24 |
| 5 【従業員の状況】 | 24 |
| 第2 【事業の状況】 | 25 |
| 1 【業績等の概要】 | 25 |
| 2 【生産、受注及び販売の状況】 | 27 |
| 3 【対処すべき課題】 | 28 |
| 4 【事業等のリスク】 | 29 |
| 5 【経営上の重要な契約等】 | 34 |
| 6 【研究開発活動】 | 34 |
| 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 | 35 |
| 第3 【設備の状況】 | 40 |
| 1 【設備投資等の概要】 | 40 |
| 2 【主要な設備の状況】 | 40 |
| 3 【設備の新設、除却等の計画】 | 40 |

| | |
|------------------------------|-----|
| 第4 【提出会社の状況】 | 41 |
| 1 【株式等の状況】 | 41 |
| 2 【自己株式の取得等の状況】 | 55 |
| 3 【配当政策】 | 55 |
| 4 【株価の推移】 | 55 |
| 5 【役員の状況】 | 56 |
| 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 | 58 |
| 第5 【経理の状況】 | 63 |
| 1 【財務諸表等】 | 64 |
| 第6 【提出会社の株式事務の概要】 | 98 |
| 第7 【提出会社の参考情報】 | 99 |
| 1 【提出会社の親会社等の情報】 | 99 |
| 2 【その他の参考情報】 | 99 |
| 第四部 【株式公開情報】 | 100 |
| 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】 | 100 |
| 第2 【第三者割当等の概況】 | 102 |
| 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】 | 102 |
| 2 【取得者の概況】 | 104 |
| 3 【取得者の株式等の移動状況】 | 107 |
| 第3 【株主の状況】 | 108 |
| 監査報告書 | 卷末 |

【表紙】

| | | |
|-------------------------|--|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | |
| 【提出日】 | 平成27年8月14日 | |
| 【会社名】 | 株式会社ブランジスタ | |
| 【英訳名】 | Brangista. Inc | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 岩本 恵了 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区桜丘町20番4号 | |
| 【電話番号】 | 03-6415-1183(代表) | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 石原 卓 | |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都渋谷区桜丘町20番4号 | |
| 【電話番号】 | 03-6415-1183(代表) | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 石原 卓 | |
| 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 | 株式 | |
| 【届出の対象とした募集(売出)金額】 | 募集金額 ブックビルディング方式による募集 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出 時における見込額であります。 | 448,800,000円 528,000,000円 158,400,000円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 | |

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|----------------|---|
| 普通株式 | 1,200,000(注) 3 | 1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 |

- (注) 1 平成27年8月14日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社は、平成27年8月14日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 発行数については、平成27年8月31日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 4 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しに当たっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

2 【募集の方法】

平成27年9月9日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成27年8月31日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といいたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|-----------|-------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | — | — | — |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | — | — | — |
| ブックビルディング方式 | 1,200,000 | 448,800,000 | 264,000,000 |
| 計(総発行株式) | 1,200,000 | 448,800,000 | 264,000,000 |

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(440円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(440円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は528,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 発行価額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込 株数単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------------|------------------------------------|------------------|---------------|
| 未定 (注) 1 | 未定 (注) 1 | 未定 (注) 2 | 未定 (注) 3 | 100 | 自 平成27年9月10日(木) 至 平成27年9月15日(火) | 未定 (注) 4 | 平成27年9月16日(水) |

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成27年8月31日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年9月9日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 平成27年8月31日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成27年9月9日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 平成27年8月14日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成27年9月9日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成27年9月17日(木)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であります、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 申込みに先立ち、平成27年9月2日から平成27年9月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|------------------|
| 株式会社三井住友銀行 渋谷支店 | 東京都渋谷区宇田川町20番地2号 |

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|------------|-------------------|--------------|---|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 未定 | 1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成27年9月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | | |
| 計 | — | 1,200,000 | — |

(注) 1 引受株式数は、平成27年8月31日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日(平成27年9月9日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 528,000,000 | 4,000,000 | 524,000,000 |

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(440円)を基礎として算出した見込額であります。平成27年8月31日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額524,000千円については、当社が発刊する電子雑誌の発刊数及び掲載施設数増加に対応するためのサーバー増強やシステム構築を目的としたシステム投資資金として94,000千円（平成28年9月期47,000千円、平成29年9月期47,000千円）、電子雑誌の知名度向上、電子雑誌制作パートナー企業の増加及び新規掲載施設獲得のための広告宣伝費として47,000千円（平成28年9月期：47,000千円）、残額を平成28年9月期中に営業員及び電子雑誌制作人員の採用費及び人件費等の運転資金に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年9月9日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称 |
|----------|-------------------|-----------|----------------|--|
| 普通株式 | 入札方式のうち入札による売出し | — | — | — |
| | 入札方式のうち入札によらない売出し | — | — | — |
| | ブックビルディング方式 | 1,200,000 | 528,000,000 | 東京都渋谷区桜丘町20番4号 株式会社ネクシーズ 1,200,000株 |
| 計(総売出株式) | — | 1,200,000 | 528,000,000 | — |

(注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。

2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(440円)で算出した見込額であります。

5 売出数等については今後変更される可能性があります。

6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

7 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 売出価格 (円) | 引受価額 (円) | 申込期間 | 申込 株数単位 (株) | 申込 証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名 又は名称 | 元引受 契約 の内容 |
|----------------------|-------------|--|-------------------|------------------|---|-----------------------------------|------------------|
| 未定 (注) 1 (注) 2 | 未定 (注) 2 | 自 平成27年 9月10日(木) 至 平成27年 9月15日(火) | 100 | 未定 (注) 2 | 引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本支店 及び営業所 | 東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 大和証券株式会社 | 未定 (注) 3 |

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1 と同様であります。
- 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成27年9月9日)に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と平成27年9月9日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(平成27年9月17日(木))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7 に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称 |
|----------|-------------------|---------|----------------|-------------------------------|
| 普通株式 | 入札方式のうち入札による売出し | — | — | — |
| | 入札方式のうち入札によらない売出し | — | — | — |
| | ブックビルディング方式 | 360,000 | 158,400,000 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 |
| 計(総売出株式) | — | 360,000 | 158,400,000 | — |

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出であります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成27年9月17日から平成27年10月15日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンショーオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(440円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込 株数単位 (株) | 申込 証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名 又は名称 | 元引受 契約 の内容 |
|-------------|--|-------------------|------------------|--|--------------------|------------------|
| 未定 (注) 1 | 自 平成27年 9月10日(木) 至 平成27年 9月15日(火) | 100 | 未定 (注) 1 | 大和証券株式会社及 びその委託販売先金 融商品取引業者の本 支店及び営業所 | — | — |

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成27年9月9日)において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(平成27年9月17日(木))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件(2)ブックビルディング方式」の(注) 7 に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社(以下、「主幹事会社」という。)として、平成27年9月17日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのためには、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、平成27年10月15日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成27年10月15日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシューオプションを使用しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社ネクシィーズ並びに当社の株主である楽天株式会社、株式会社幻冬舎、株式会社レブロエンタテインメント、SBIビービー・メディア投資事業有限責任組合、ジャフコV2共有投資事業有限責任組合、SBIプロードバンドファンド1号投資事業有限責任組合、ジャフコV2-W投資事業有限責任組合、ジャフコV2-R投資事業有限責任組合、見城徹、本間憲及び近藤太香巳は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後90日目(平成27年12月15日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプションにかかる発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となります。当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に關し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

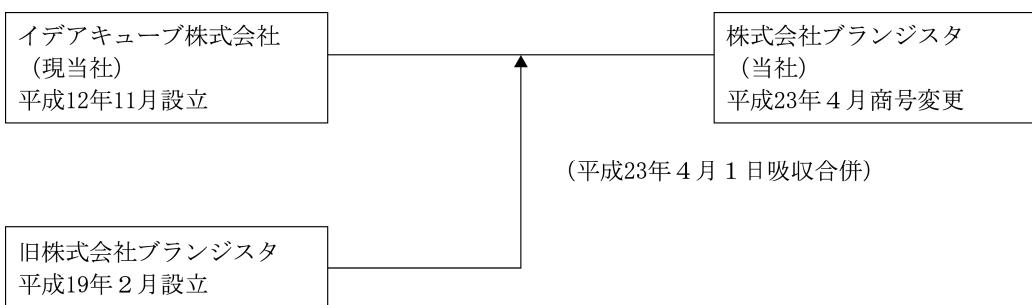
第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

(はじめに)

当社は、平成12年11月にメールマガジン会員の運営を目的としてイデアキューブ㈱として設立されました。その後、事業領域を拡大し、インターネットを活用したマーケティング及びプロモーションを主な事業として手掛けてまいりました。一方で、平成19年2月に別会社として、インターネットを利用したエンタテインメントコンテンツの企画・運営を目的として旧㈱ブランジスタが設立されました。同社は電子雑誌を発刊しており、当社はその広告クライアントの開拓営業を行っており、事業上の連携を深めてまいりました。

こうした状況から、制作から営業まで一貫して提供できる体制を確立すべく、平成23年4月に旧㈱ブランジスタを吸収合併し、当社は商号をイデアキューブ㈱から㈱ブランジスタに変更いたしました。



1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第10期 | 第11期 | 第12期 | 第13期 | 第14期 |
|-------------------------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 決算年月 | 平成22年9月 | 平成23年9月 | 平成24年9月 | 平成25年9月 | 平成26年9月 |
| 売上高 (千円) | 903,036 | 1,151,588 | 1,407,774 | 1,512,606 | 1,708,380 |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円) | △69,056 | 47,053 | 139,920 | 156,706 | 221,351 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円) | △70,634 | 66,495 | 155,165 | 155,618 | 141,953 |
| 持分法を適用した 場合の投資利益 (千円) | — | — | — | — | — |
| 資本金 (千円) | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 |
| 発行済株式総数 (株) | 100,000 | 125,200 | 125,200 | 125,200 | 12,520,000 |
| 純資産額 (千円) | 942,559 | 1,261,083 | 1,416,248 | 1,571,867 | 1,713,820 |
| 総資産額 (千円) | 1,079,970 | 1,389,857 | 1,592,464 | 1,750,114 | 1,936,680 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 9,425.59 | 10,072.55 | 11,311.89 | 125.55 | 136.89 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) |
| 1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円) | △706.34 | 590.36 | 1,239.34 | 12.43 | 11.34 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円) | — | — | — | — | — |
| 自己資本比率 (%) | 87.3 | 90.7 | 88.9 | 89.8 | 88.5 |
| 自己資本利益率 (%) | — | 6.0 | 11.6 | 10.4 | 8.6 |
| 株価収益率 (倍) | — | — | — | — | — |
| 配当性向 (%) | — | — | — | — | — |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | — | — | — | 22,846 | 131,157 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | — | — | — | △64,848 | △45,762 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | — | — | — | — | — |
| 現金及び現金同等物 の期末残高 (千円) | — | — | — | 845,303 | 930,698 |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名) | 99 (—) | 114 (—) | 124 (—) | 123 (—) | 158 (—) |

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
 4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また第10期は 1 株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
 5. 第10期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
 6. 株価収益率については、当社株式は非上場でありますので記載しておりません。
 7. 当社は第12期まではキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
 8. 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
 9. 当社は第13期及び第14期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第10期、第11期及び第12期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
 10. 当社は、平成23年4月1日付で、旧㈱ブランジスタとの吸収合併を行っております。
 11. 第12期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。
 平成26年4月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 12. 当社は、平成26年4月11日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第10期、第11期及び第12期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

| 回次 | 第10期 | 第11期 | 第12期 | 第13期 | 第14期 |
|---|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成22年9月 | 平成23年9月 | 平成24年9月 | 平成25年9月 | 平成26年9月 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 94.26 | 100.73 | 113.12 | 125.55 | 136.89 |
| 1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円) | △7.06 | 5.90 | 12.39 | 12.43 | 11.34 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円) | — | — | — | — | — |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) |

(参考情報)

上記（はじめに）に記載したとおり、当社は、平成23年4月1日付で旧㈱プランジスタを吸収合併いたしました。合併後の当社の中核となる事業は、旧㈱プランジスタから継承したものであります。このため、参考として、旧㈱プランジスタの主要な経営指標等の推移について記載しております。

旧㈱プランジスタ

主要な経営指標等の推移

| 回次 | 第4期 | 第5期 |
|---------------------------------|-----------|-----------|
| 決算年月 | 平成22年9月 | 平成23年3月 |
| 売上高 (千円) | 294,358 | 144,956 |
| 経常利益 (千円) | 31,263 | 12,279 |
| 当期純利益 (千円) | 30,965 | 12,132 |
| 持分法を適用した 場合の投資利益 (千円) | — | — |
| 資本金 (千円) | 150,000 | 150,000 |
| 発行済株式総数 (株) | 6,000 | 6,000 |
| 純資産額 (千円) | 239,896 | 252,029 |
| 総資産額 (千円) | 276,056 | 287,537 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 39,982.76 | 42,004.84 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円) | — (—) | — (—) |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 5,160.98 | 2,022.08 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円) | — | — |
| 自己資本比率 (%) | 86.9 | 87.7 |
| 自己資本利益率 (%) | 13.8 | 4.9 |
| 株価収益率 (倍) | — | — |
| 配当性向 (%) | — | — |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | — | — |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | — | — |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | — | — |
| 現金及び現金同等物 の期末残高 (千円) | — | — |
| 従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名) | 11 (—) | 10 (—) |

- (注) 1. 旧㈱プランジスタは、平成23年4月1日付で当社に吸収合併されたことに伴い、消滅しております。よって、第5期は、平成22年10月1日から平成23年3月31日までの6ヵ月間であります。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場でありますので記載しておりません。
6. 旧㈱プランジスタはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
8. 第4期及び第5期の財務諸表については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

2 【沿革】

(はじめに)に記載したとおり、当社は、平成12年11月30日にイデアキューブ㈱として設立されました。平成23年4月1日に、イデアキューブ㈱は、平成19年2月1日に設立された旧㈱プランジスタを吸収合併すると同時に、商号を㈱プランジスタに変更して現在に至っております。

吸収合併により消滅した旧㈱プランジスタは、当社の直接子会社ではありませんでしたが、同じ親会社を持つ兄弟会社であり、当社の沿革にも強く影響を与えていた会社であることから、当社が吸収合併した平成23年4月以前の同社の沿革についても適宜記載しております。

<当社(㈱プランジスタ(旧イデアキューブ㈱)沿革>

| 年 月 | 概 要 |
|----------|--|
| 平成12年11月 | 親会社である㈱ネクシーズのメールマガジン会員の運営を目的として、東京都渋谷区桜丘町にイデアキューブ㈱(当社)を設立 |
| 平成15年4月 | 販売促進支援サービスを提供するCRM(注)事業の開始 |
| 平成16年10月 | 中小企業を対象とした販売促進支援サービス「イデアキューブソリューションサービス」を開始 |
| 平成17年3月 | プロ野球球団「福岡ソフトバンクホークス」のファンクラブ運営業務を受託し、会員へのメール配信業務の代行を開始 |
| 平成18年9月 | 全国旅館生活衛生同業組合連合会と業務提携し、同会のオフィシャルウェブサイト「宿ネット」のサービス強化に向けた全面的サポートを開始 |
| 平成19年12月 | 旧㈱プランジスタにおいて、電子雑誌の大人の女性の旅をナビゲートする旅行ウェブマガジン「旅色(たびいろ)」創刊に伴い、当社において、「旅色」掲載施設の広告取次業務を開始 |
| 平成23年4月 | 経営基盤及び技術力の強化を図ることを目的として、グループ会社である旧㈱プランジスタを吸収合併し、商号を「㈱プランジスタ」に変更 |
| 平成23年8月 | 楽天トラベル㈱との共同企画ウェブマガジン「旅色Luxury Stays」を、新たに「旅色Seasonal Style」として創刊 |
| 平成23年9月 | 大人男(オトコ)の“ドラマチック”を演出する男性向けライフスタイルマガジン「GOODA(グーダ)」創刊 |
| 平成23年12月 | “私らしい結婚スタイルに出会える”結婚情報ウェブマガジン「MARIAPREA(マリア・ブレア)」創刊 |
| 平成25年4月 | 次代を創る情熱リーダーのための電子雑誌「SUPER CEO(スーパー・シーイーオー)」創刊 |
| 平成25年9月 | キャリア女性のマネーライフを提案する電子雑誌「美人財布(ビジンザイフ)」創刊 |
| 平成25年11月 | アライアンスを強化し、電子雑誌の更なる拡大を図るため、楽天㈱が当社へ資本参加 |
| 平成26年9月 | 政治・経済が好きになる電子雑誌「政経電論(セイケイデンロン)」創刊 |
| 平成27年4月 | 30代の女性に向けた、大人の女性の本音に応えるトータルビューティーマガジン「MALENA(マレーナ)」創刊 当社が電子雑誌システムを提供した、楽天市場×幻冬舎のEC連動型・スマホ専用の無料ファッショング「GINGER mirror(ジンジャー・ミラー)」創刊 「HOME'S」を運営する㈱ネクスト社と共同発行する、住宅・インテリア電子雑誌「マドリーム」創刊 |

(注) CRM...Customer Relationship Managementの略。顧客に対する価値提供のプロセスを全社的に再構築し、常に個々の顧客に最適化した対応と製品・サービスを効率よく提供するための新しいビジネス・コンセプトであり、情報システムを応用して企業が顧客と長期的かつ良好な関係を築く手法のことです。

<合併消滅会社（旧㈱プランジスタ）沿革>

| 年 月 | 概 要 |
|----------|--|
| 平成19年2月 | インターネットを利用したエンタテインメントコンテンツの企画・運営を目的として、㈱ネクシィーズと芸能プロダクションの㈱レプロエンタテインメントが共同出資により、東京都渋谷区桜丘町に旧㈱プランジスタを設立 |
| 平成19年12月 | 電子雑誌の大人の女性の旅をナビゲートする旅行ウェブマガジン「旅色（たびいろ）」創刊 |
| 平成20年1月 | 愛犬家の女性のための新感覚ペット&ファッショングウェブマガジン「p u p p i n e （ハピーヌ）」創刊 |
| 平成20年1月 | 電子雑誌の拡充を目的として大手出版社である㈱幻冬舎から出資を受ける |
| 平成21年2月 | 高級旅館・ホテルを中心にラグジュアリーなホテルステイを提案する「旅色Luxury Stays」を、楽天トラベル㈱と共に企画・創刊 |
| 平成21年7月 | 福利厚生業務のアウトソーシングサービスを手掛ける㈱ベネフィット・ワンが運営する「ベネフィット・ステーション」の会員に向けて、特別サービス付きで「旅色」の提供を開始 |
| 平成22年11月 | 旅行ウェブマガジン「旅色」を季刊から新たに月刊化して新創刊 |
| 平成23年4月 | 当社との合併により消滅 |

3 【事業の内容】

当社は、「あらゆる企業のプロモーションを支えるベストパートナーであり続ける」という行動理念のもと、独自の企画力、営業力を基に、インターネットを主とした企業プロモーション支援事業を行っております。クライアント企業は、一般的にプロモーション企画はコンサルティング会社へ、ウェブサイト制作依頼は制作会社へ、広告掲載の依頼は広告代理店へ別々に依頼が必要となりますが、当社の各種サービスを組み合わせることで、複数の企業に依頼することなく、当社1社の支援で販売促進を実現することができます。新規顧客の開拓や販売促進のために、顧客の組織化、属性、分析までをワンストップで提供する、総合ソリューションサービスを提供しております。

当社は「インターネットを主とした企業プロモーション支援事業」のみの単一セグメントであります、提供サービスの内容により電子雑誌（「電子雑誌広告掲載」、「電子雑誌の制作受託」）と、その他ソリューション（「ウェブサイト制作・運営」、「ECサポート」、「CRMサービス」）に区分しております。

（1）電子雑誌

当社は、本物の雑誌をめくる感覚でパソコンやモバイル端末、タブレット端末を通じて読むことができるインターネット上の無料雑誌を提供しております。紙の雑誌では実現できない、複数枚の画像が切り替わるといった動きのある誌面、1ページ内での多階層にわたる表示など、当社電子雑誌ならではの豊かな表現力で、情報の発信を行なっております。さらに、ウェブならではの特性を活かした、雑誌を読みながら誌面上での動画再生や、商品を購入できるといった利便性の高さに加えて、最新のOSブラウザ、各デバイスに対応しており、ご自宅や外出先など読者の様々なご利用環境に対応できるようにしております。また、当社が発行する電子雑誌は、印刷された紙の雑誌の電子化ではなく、電子版のみで制作・発行しているため、画面にあった文字サイズで誌面を拡大する必要なく読むことができることや、データのダウンロードや電子書店での購入の必要が無く読むことができる仕様となっており、他社との差別化につながっております。

当社の電子雑誌は有名な女優・俳優が累計100名以上（平成27年7月末現在）登場していることが大きな特徴です。通常のウェブサイトでは表現しにくい、雑誌ならではのクオリティの高い誌面で、編集された情報を発信していることに加え、平成19年より電子雑誌を提供している当社電子雑誌のブランド力、創刊以来のキャスティング実績等が芸能プロダクションからも評価されているため、本来であればインターネット媒体のみに出演する事が珍しい、有名な女優・俳優、タレント等の著名人を起用することが可能となっており、それが他社との差別化につながっております。

こうした、紙の雑誌のクオリティとウェブならではの表現力や利便性の高さを兼ね備えた新しいメディアとして、当社ならではの電子雑誌を発行し、当社電子雑誌への広告掲載や電子雑誌の制作受託といったサービス提供をしております。

電子雑誌

| ① 電子雑誌広告掲載 | 雑誌名 | テーマ(内容) | URL(http://) |
|---------------|-------------------|------------|--|
| <自社完結型> | 旅色 | 旅行 | tabiiro.jp/ |
| | puppine | ペット&ファッショ | mag-puppine.com/ |
| | MARIA PREA | ウェディング | mariaprea.bringista.com/ |
| ② 電子雑誌制作受託 | 雑誌名 | テーマ(内容) | |
| <制作納品型> | 美人財布 | 金融 | bijinzaifu.jp/ |
| | 政経電論 | 政治・経済 | seikeidenron.jp/ |
| | MALENA | 美容 | malena.jp/ |
| | GINGER mirror | 女性ファッショ | r10.to/gingermirror/ |
| <広告営業タイプアップ型> | 旅色 Seasonal Style | 旅行 | travel.rakuten.co.jp/special/tabiiro/ |
| | GOODA | メンズライフスタイル | event.rakuten.co.jp/gooda/ |
| | SUPER CEO | 経営者 | superceo.jp/ |
| | マドリーム | 住宅・インテリア | madream.jp/ |

① 電子雑誌広告掲載（自社完結型）

当社は、本物の雑誌をめくる感覚でパソコンやモバイル端末、タブレット端末を通じて読むことができるインターネット上の無料雑誌を提供しており、当該電子雑誌へ広告を掲載する広告主から、広告掲載料を受領しております。

当社の電子雑誌は短期的な広告効果だけではなく、広告主のブランドディングを重視し、読者が直感的にイメージできるビジュアルやメッセージを重視する等、当社ならではの、高い広告価値の創出につながる誌面づくりが特徴です。広告主のブランド価値向上に資するとともに、雑誌を読みながらその場で予約・購入ができる電子雑誌ならではの機能的な誌面で広告主をご紹介し、集客ツールとしてもご活用いただいております。

平成19年12月に創刊した当社初の電子雑誌「旅色(たびいろ)」は、旅情溢れる美しい写真と地域に密着した全国の宿泊施設、グルメ情報、レジャー情報や、著名人の旅コラムなどをすべて無料で読むことができます。気になった宿泊施設や飲食店は、「旅色」からその施設や店舗のホームページを確認できるように構成されており、これによって、広告主である宿泊施設や飲食店、レジャー施設等はブランド力向上に資するとともに、集客ツールとしても「旅色」を利用することができます。また、ペット同伴が可能な宿泊施設や飲食店を紹介した「p u p p i n e (パピーヌ)」や結婚情報ウェブマガジン「M A R I A P R E A (マリアプレア)」も発刊しております。

当社には全国8つの拠点があり（平成27年7月末現在）、地方のクライアント様へも直接訪問・ご提案をしております。また、電子雑誌には紙の雑誌のようなページ数の増加による厚さ・重量などの物理的な制限が無く、当社電子雑誌のブランドを守るために独自の掲載基準により広告掲載クライアントを厳選するものの、数に限り無く掲載数を伸ばすことが可能です。通常の紙の雑誌広告のような1回限りの掲載ではなく継続・更新して広告主の情報を掲載し続けることができることから、継続した広告掲載の契約が実現しており、年々広告掲載件数が増加する、ストック型ビジネスモデルとなっております。

<電子雑誌広告掲載>



<「旅色」の掲載施設数の推移>

| | 平成20年 9月期 | 平成21年 9月期 | 平成22年 9月期 | 平成23年 9月期 | 平成24年 9月期 | 平成25年 9月期 | 平成26年 9月期 |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 飲食店 | 0 | 287 | 1,150 | 1,503 | 1,938 | 2,302 | 2,456 |
| レジャー施設 | 0 | 0 | 32 | 37 | 41 | 63 | 81 |
| 宿泊施設 | 166 | 257 | 401 | 368 | 671 | 688 | 798 |
| 掲載施設合計 | 166 | 544 | 1,583 | 1,908 | 2,650 | 3,053 | 3,335 |

(注) 主要雑誌である「旅色」の掲載施設数の推移になります。「p u p p i n e」の掲載施設数はペット同伴が可能な宿泊施設として旅色にも掲載されており、上記宿泊施設数に含まれます。

宿泊施設には「旅色 S e a s o n a l S t y l e」の掲載施設数も含まれます。

<「旅色」の読者数の推移>

(単位：人)

| | 平成22年 9月期 | 平成23年 9月期 | 平成24年 9月期 | 平成25年 9月期 | 平成26年 9月期 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 月間読者数 | 103,377 | 122,488 | 173,482 | 279,101 | 609,761 |

(注) 主要雑誌である「旅色」の読者数の推移になります。

読者数は各月の月間読者数の単純平均を記載しております。

読者数は月間の同一のIPアドレスからt a b i r o . j p / (サブドメイン含む)へのアクセスを1読者としてカウントした値です。

② 電子雑誌の制作受託（制作納品型・広告営業タイプアップ型）

当社は、電子雑誌発刊で培った経験とノウハウをもとに、電子雑誌の制作受託業務を行っており、制作委託元の企業から電子雑誌の制作受託料を受領しております。

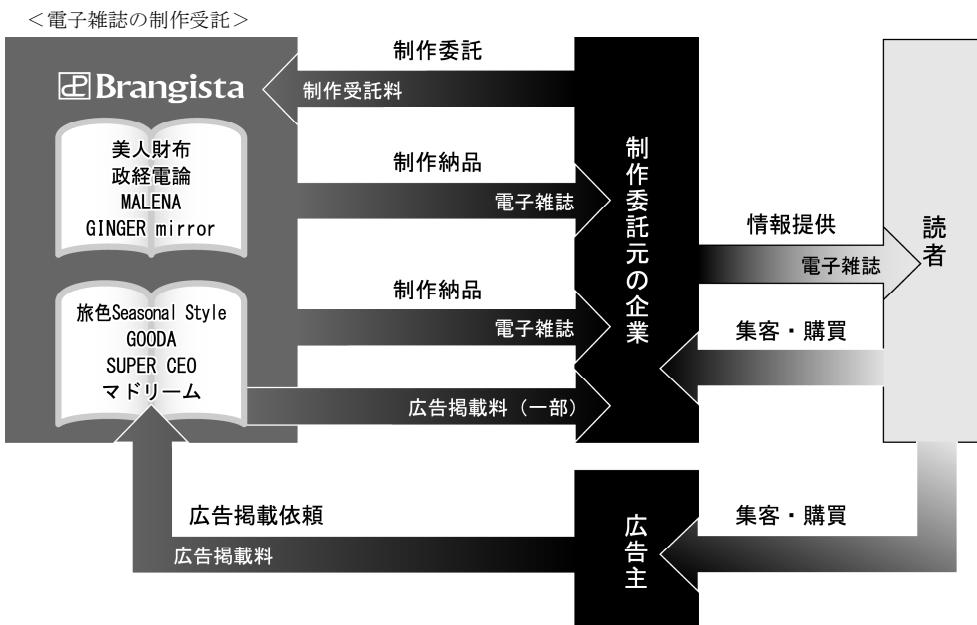
当社の電子雑誌は有名な女優・俳優、タレント等の著名人を起用できることが大きな特徴ですが、当社電子雑誌の見た目のクオリティやブランド力により、「タレント自身のプランディングとなる出版物への出演」となるため、一般的な広告契約と比べ安価でタレントを起用することができます。そのため、制作委託元の企業は、当該電子雑誌を活用することによって、通常直接広告契約をすれば高額な出演料がかかる芸能人やタレント等の著名人をプロモーションツールに起用することができ、制作委託元の企業のブランド価値の創造が狙える、プランディング広告（プランディングアド）として、自社のサービス及び商品のブランド力向上や新たな集客効果が得られます。

さらに、一方的に広告を見せるのではなく、雑誌ならではの編集要素を加えた、「読んで楽しませる記事」として情報を提供し、制作委託元の企業のサービスや商品を紹介することによって、情報を羅列した情報集約的な一般的なウェブサイトと比較して、読者が利用シーンを想像しやすくなると同時に、当社電子雑誌の定期読者をクライアント企業に送客することに貢献しております。

なお、当社の電子雑誌制作受託には二つのスキームがあり、一つは、制作・納品・更新のみを行う「制作納品型」として、金融ウェブマガジン「美人財布（ビジンザイフ）」、政治・経済が好きになる電子雑誌「政経電論（セイケイデンロン）」、トータル ブューティー マガジン「MALENA（マレーナ）」の3誌に加え、平成27年4月に創刊したスマホ専用の無料ファッション誌「GINGER mirror（ジンジャーミラー）」の制作を受託しております。

もう一つは、制作・納品・更新だけではなく、雑誌の中に設けた広告枠を当社が販売する、「広告営業タイプアップ型」として、旅行ウェブマガジン「旅色Seasonal Style」、男性向けライフスタイルマガジン「GOODA（グーダ）」、アーリーステージの経営者や新進気鋭の経営者に焦点をあてた電子雑誌「SUPER CEO（スーパー・シーイーオー）」の3誌に加え、平成27年4月に創刊した住宅・インテリア電子雑誌「マドリーム」の制作を受託しております。

当該スキームは出版社として電子雑誌の制作を受託するだけではなく、広告掲載の営業活動まで行えることが大きな特徴であり、当社は制作委託元の企業から制作受託料を受領することに加え、広告主から広告掲載料を受領しております。広告掲載の営業活動は、制作委託元の企業の顧客へ行うため、広告主から受領する広告掲載料の一部を制作委託元の企業へシェアしております。それによって制作委託元の企業は制作費の一部または全部の回収が可能となります。



(2) その他ソリューション

その他ソリューションでは、企業の販促支援を目的とした、人的・戦略的なサポートサービスを展開しております。ECサイト運営は500社以上（通算）、サイト制作・運営は2,000社以上（通算）の実績がございます（平成27年7月末現在）。

① ウェブサイト制作・運営

企業のウェブサイトの活用目的は、ウェブサイトを通じた集客力の向上、商品サービスの提供、企業ブランドの構築等さまざまであり、企業戦略によってウェブサイトの役割は多様化しております。当社では、そうしたクライアント企業のニーズに応じたサービスを提供しており、ウェブサイト制作においては企業の目的にあわせ、パソコン版、モバイル版、スマートフォン版等、用途に応じたコーポレートサイトやECサイトを制作しております。

そのほか、企業の戦略にあわせ、ドメインの取得、検索エンジン上位表示（SEO・SEM）対策等も提供しております。SEO施工実績は2,700社以上（平成27年7月末現在）の実績がございます。

② ECサポート

ECサイトに特化した、ECサポートサービスを提供しております。平成16年12月にサービスを開始して以来、通算で2,000社以上のサポート実績とノウハウがあります。ページを制作するだけではなく、メールマガジンの配信や集客・販売促進対策など、店舗運営と売上向上に必要な様々な施策・業務をトータル的にサポートしており、企画から、制作・開発、運営、検証までをワンストップでサポートしております。また、受注・出品・在庫の一元管理ができるASP（アプリケーションサービスプロバイダ（注））「EC店長」の提供も行っております。

（注）ASP・・・インターネットを通じて、専用アプリケーションソフトを顧客にレンタルする事業者のこと。インターネットにアクセスできる環境があれば、利用者のパソコンに専用アプリケーションソフトをインストールする必要が無く、アップグレードなどによる更新の手間や費用を削減することができる。

③ CRMサービス

一般消費者向けに販売活動を行っている幅広い企業に対し、キャンペーンの企画から運営までを代行したり、顧客データベースを構築して会員組織の運営代行を行っております。スタンプラリー等の参加型キャンペーンや懸賞キャンペーンの企画、運営により新規顧客の開拓を行うばかりでなく、クライアント企業が保有しているメール会員に対し、メールによるアプローチで来店・来場促進、商品購入促進を行います。会員管理から配信、事務局運営までを一貫して代行し、配信プランニング、原稿作成も行っております。

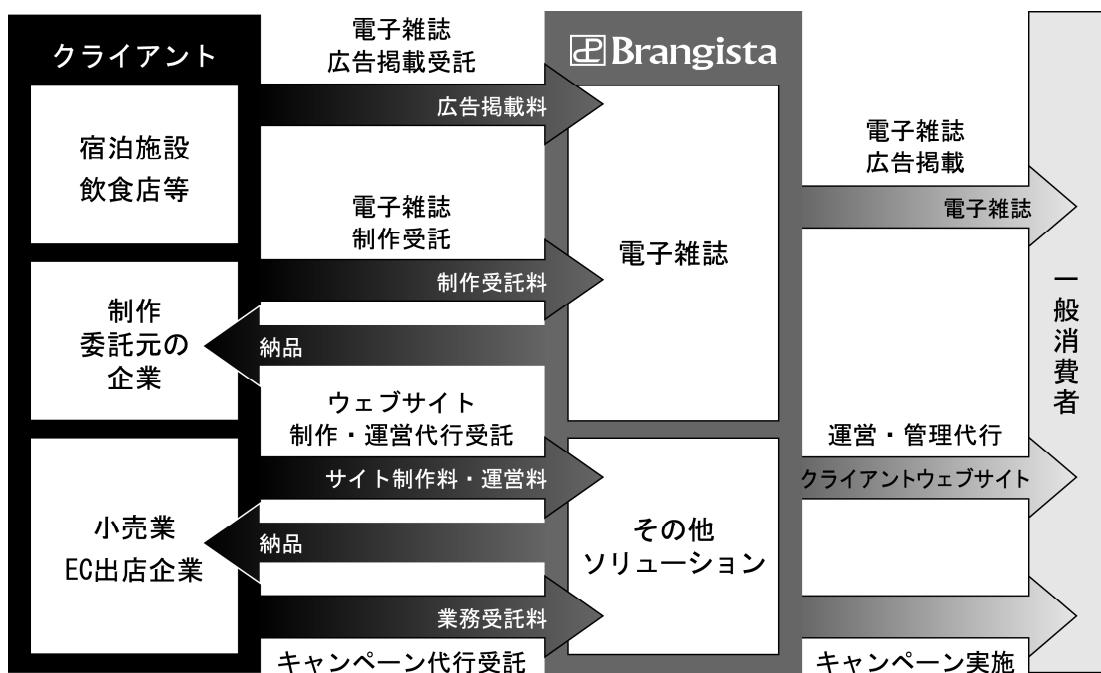
また、ゲーム性を取り入れたモバイルくじ引き等の販促ツールを有償で提供することで、クライアント企業は集まったメールアドレスをデータベース化して自社の情報配信などに活用することが可能となります。

<ソリューションサービス①②③>



[事業系統図]

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 (千円) | 主要な事業 の内容 | 議決権の所有 (又は被所有) 割合(%) | 関係内容 |
|--------|--------|-------------|--------------|----------------------------|------------------------|
| (親会社) | | | | | |
| ㈱ネクシーズ | 東京都渋谷区 | 1,189,156 | 業務代行業 | (被所有) 直接 65.95 | 給与計算業務委託等 役員の兼任（2名） |

(注) 有価証券報告書を提出しております

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年7月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 196 | 30.35 | 5.01 | 3,991 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んだものを記載しております。
3. 当社はインターネットを主とした企業プロモーション支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
4. 最近1年間において従業員数が56名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合はありませんが、労使関係は良好に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第14期事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

当事業年度における我が国の経済は、政府による経済政策や日銀の金融緩和策を背景に、企業収益の改善による雇用環境の改善が見られたものの、消費税増税による反動減から大幅な景気の落ち込みが見られ、底堅い推移を続けております。

当社を取り巻くインターネット市場においては、スマートフォン・タブレット端末の普及が引き続き加速しており、平成26年3月末のスマートフォンの国内の世帯普及率は54.7%と半数を超える（注）、タブレット端末も20.9%に達し（注）、モバイルデバイスからのインターネット利用者が増え続けていることで、一般消費者のインターネットメディアへの接触は引き続き増加しています。

このような状況のもと、当社では電子雑誌制作業務の更なる業容拡大に向けて取り組んでまいりました。自社で発刊している旅行ウェブマガジン「旅色（たびいろ）」では、多様化するデバイスの変化に対応するため、H T M L 5への移行を完了いたしました。また、観光名所の掲載情報を拡充させ、これまでサブコンテンツとして配信してきたお取り寄せ特集をメインコンテンツに移行したことに加えて、対読者向けには新たに「旅色コンシェルジュ」をオープンし、メディア強化及び改修などにより内容の充実を図ってまいりました。同時に、新たな広告クライアントの開拓に努めた結果、年間掲載件数が平成25年9月末の3,053件から282件増加し、平成26年9月末は3,335件に増加いたしました。

また、電子雑誌制作の受託業務も好調となり、楽天トラベル専用ウェブマガジン「旅色 S e a s o n a l S t y l e」、男性向けライフスタイルマガジン「GOODA（グーダ）」、金融ウェブマガジン「美人財布（ビジンザイフ）」、アーリーステージ・新進気鋭の経営者に焦点をあてた電子雑誌「S U P E R C E O（スーパー・シーイーオー）」に加えて、政治・経済が好きになる電子雑誌「政経電論（セイケイデンロン）」、トータル ビューティー マガジン「M A L E N A（マレーナ）」の2誌を新たに制作を受託し、それぞれ内容の充実を図ってまいりました。これにより更なる安定した業務受託料を得ることができました。

そのほか、企業の販売促進支援を行うその他ソリューション業務では、企業向けのウェブサイト制作を中心に業務受託案件がおおむね堅調に推移いたしました。

この結果、当事業年度においては、売上高1,708,380千円（前事業年度比12.9%増）、営業利益221,176千円（同39.6%増）、経常利益221,351千円（同41.3%増）、当期純利益141,953千円（同8.8%減）となりました。

なお、当社はインターネットを主とした企業プロモーション支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（注）平成26年3月内閣府「消費動向調査」参考。

第15期第3四半期累計期間（自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日）

当第3四半期累計期間における我が国の経済は、日銀の金融緩和策や経済対策等を背景に円安や株高が続きました。また、消費税率引き上げ後は物価上昇に伴い個人消費が低迷しましたが、雇用・所得環境は改善傾向にあり、景気は底堅く推移いたしました。一方で世界経済は、一部地域で景気の下げ止まりの兆しがみられるなど、概ね緩やかな回復傾向にありました。米国やヨーロッパでは着実な回復の兆しがみられましたが、引き続き金融政策の動向や原油価格下落等の影響に留意する必要があります。

このような状況のもと、当社では独自の企画力を基に、新規顧客の開拓・販売から顧客の組織化・分析までをワンストップで提供する「インターネットを主とした企業プロモーション支援事業」として、B to B（企業間取引）の営業力を基軸に事業を展開しており、電子雑誌業務と企業の販売促進支援を行うその他ソリューション業務の収益力の強化に向けた経営基盤の構築を図っております。

当第3四半期累計期間におきましては、電子雑誌業務では一般社団法人金沢市観光協会と金沢市とのタイアップ企画として石川県金沢市を特集するスペシャルブック「旅色～金沢～」を公開するなど、更なる業容拡大に向けて取り組んでまいりました。平成26年11月には当社1誌目である電子雑誌「旅色」が8年目を迎え、広告掲載件数が順調に推移しております。また、平成27年1月下旬から2月下旬にかけて「旅色」創刊7周年を記念した旅色フォトコンテストを開催いたしました。平成27年4月には楽天市場×幻冬舎のEC連動型・スマホ専用の無料ファッション誌「GINGER mirror（ジンジャーミラー）」、「HOME'S」を運営する㈱ネクスト社と共同発行する、住宅・インテリア電子雑誌「マドリーム」の2誌を創刊致しました。

その他ソリューション業務では、企業向けのウェブサイト構築を中心に業務受託案件が堅調に推移いたしました。

この結果、当第3四半期累計期間におきましては、売上高1,562,790千円、営業利益183,309千円、経常利益183,406千円、四半期純利益114,530千円となりました。

なお、当社はインターネットを主とした企業プロモーション支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第14期事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、930,698千円と前事業年度末に比べ85,395千円の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは131,157千円（前事業年度比108,311千円増加）の収入となりました。これは主に、税引前当期純利益219,950千円の計上、減価償却費及びその他の償却費25,135千円、未払金の増加5,339千円による増加があったものの、売上債権の増加163,101千円及び仕入債務の減少2,728千円による減少があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは45,762千円（前事業年度比19,086千円減少）の支出となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出33,466千円や敷金及び保証金の差入による支出4,335千円、有形固定資産の取得による支出8,109千円があつたことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは発生しませんでした。前事業年度から増減はありませんでした。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社はインターネットを主とした企業プロモーション支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略し、サービス別の販売実績を記載しております。

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

販売実績をサービス区分ごとに示すと、次のとおりであります。

| 区分 | 第14期事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日) | 前年同期比(%) | 第15期第3四半期累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日) |
|------------|--|----------|---|
| 電子雑誌 | 1,122,017 | 116.4 | 1,057,779 |
| その他ソリューション | 586,363 | 106.9 | 505,011 |
| 合計 | 1,708,380 | 112.9 | 1,562,790 |

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度及び第15期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

(1) 電子雑誌の制作体制の強化

当社では、旅行ウェブマガジン「旅色（たびいろ）」をはじめとする電子雑誌9誌に加え、楽天市場と幻冬舎の有名女性ファッション誌のコラボレーション誌を、当社の電子雑誌システムによって実現した、E C連動型・スマート専用の無料ファッション誌「G I N G E R m i r r o r （ジンジャーミラー）」、「HOME'S」を運営する㈱ネクスト社と共同発行する、住宅・インテリア電子雑誌「マドリーム」を平成27年4月に同日創刊しております。電子雑誌は、自社で発刊した電子雑誌に広告主の広告を掲載することで広告掲載料収入を得る雑誌と、他社から制作業務の委託を受けて業務受託料を受け取る雑誌の2種類があります。

引き続きそれぞれの電子雑誌の数を増やし、各誌での広告掲載クライアントを獲得することで、更に事業を拡大させていく予定であります。また、中長期的には国内だけではなく世界中で読める電子雑誌にしていくため、訪日外国人向けに翻訳機能を設けることや、海外向けの外国語版の発刊等の多言語対応も視野に入れ、スポーツや文化、グルメ等、衣・食・住におけるさまざまな領域で、取り扱うジャンル・発行形態を多様化させていき、発行点数も更に増加させていきたいと考えております。そのため、積極的に採用を実施し、組織力を高めることで引き続き制作体制の整備を進め、より一層の強化を図ってまいります。

(2) 更なるサービス向上

当社は平成19年より電子雑誌を提供しており、「電子雑誌N.O. 1宣言」を掲げ、平成27年7月末現在11誌を発行しております。当社の発行する電子雑誌は、通常インターネットには登場することが少ない有名人を起用し、自社で広告営業から制作・発刊まで行うことができるため、他のインターネットメディアとは差別化された新しいメディアであります。そのため、電子雑誌のリーディング・カンパニーである当社は、その機能強化とユーザビリティを向上させることで、更なる普及に努めることが重要であると考えております。より多くの方に楽しんでいただける電子雑誌の提供を行うため、読者の方のご意見をいただきながら、リアルタイムでニーズを取り込むことで、継続的なサービス向上に努めてまいります。

(3) 当社電子雑誌の認知度向上

当社はこれまで新聞、テレビ等のマスメディア向けの広告を大規模に実施しておらず、当社が持つウェブマーケティング技術等を活用し、インターネット上の広告を中心に当社電子雑誌の閲覧者・閲覧数の拡大を図ってまいりました。しかしながら、当社事業の更なる拡大のためには、当社電子雑誌の認知度向上が必要であると考えております。したがって費用対効果を検討の上、広告宣伝及びプロモーション活動を強化し、当社電子雑誌の閲覧者・閲覧数の更なる拡大を図ってまいります。

(4) 人材の強化

当社は、業容拡大に向けた人材の強化がますます重要となっております。特にB to B（企業間取引）の法人向けサービスが中心となる当社では、法人営業部門を更に強化していく必要があります。また、電子雑誌制作やその他ソリューション業務では、インターネット関連の制作技術を持つ人員の確保も必要不可欠であります。

そのため、継続的な社員教育を行い、能力向上の機会を増やすと同時に、必要に応じて中途社員の採用による人材の補完を行ってまいります。また、実力のある社員には積極的に責任のあるポジションを任せ、組織の活性化を図るとともに個々の案件を統括できる幹部候補の育成に努めてまいります。

(5) 開発体制の強化

スマートフォンやタブレット端末など多様化するデバイスに加え、インターネット業界では技術革新のスピードが非常に早いことから、迅速かつ柔軟な対応を実施できる開発体制を強化することが不可欠であります。当社においては、これを実現するために専門的な知識を有する人員の確保と教育を進めており、引き続き当社でなければ提供できないビジネス展開を行ってまいります。

(6) 社内管理体制の強化

制作・開発体制の強化に伴う積極的な採用により今後従業員が増加し、組織規模が拡大することが見込まれるため、更なる内部管理体制の強化・充実が必要不可欠であると考えております。当社においては、これへの対応及び当社における事業拡大への対応として、管理部門の補強や社内管理体制及びシステムの強化を引き続き実施してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

また、事業上のリスクに該当しない事項についても、重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社は、これらリスクの発生の可能性を認識した上で、発生の防止及び発生した場合の対応に最大限努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、本項目以外の記載内容も合わせて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の記載は当社の事業または本株式への投資に関するリスクをすべて網羅するものではありません。以下では、具体的な経営上のリスクについて示します。

なお、文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 事業環境に関するリスク

① 市場動向について

当社の事業領域であるインターネット広告市場においては、引き続き拡大が続いている、平成26年には1兆円を超える、広告収入の更なる拡大が期待されます（注1）。また、平成25年には世界のスマートフォン台数が初めて10億台を突破し（注2）、スマートフォン出荷台数は2019年までに19億台に達するとみられ（注2）、電子雑誌は広告媒体として更なる注目が期待されます。さらに、大手インターネット企業を中心に電子書籍端末の発売が相次いで発表され、電子書籍への注目は高まっており、出版物の電子化はさらに加速し、当社が取り扱う電子雑誌においても読者により身近な存在になると考えられます。電子雑誌の読者の増加により、広告収入の増加や電子雑誌の制作受託業務の増加が期待されます。

ただし、今後インターネットやデバイスの普及に関する何らかの弊害の発生や利用等に関する新たな規制導入、その他予期せぬ要因により、インターネット広告市場の発展が阻害される場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（注1）電通発表の「2014年日本の広告費」参考。

（注2）平成26年10月、平成27年5月、IDC調べ。

② 広告ビジネスの性格について

近年、検索連動型広告やアフィリエイト等を含むインターネット広告は、テレビ、新聞に次ぐ広告媒体へと成長しております、今後も需要が拡大していくと想定されています。

しかしながら、企業がインターネット広告に支出する費用は、広告費や販売促進費であり、一般的に景気が悪化した場合、企業はこれらの支出を削減する傾向があります。このため、景気動向によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ インターネット市場の環境変化について

インターネット業界は、急速な進化・拡大を続けながらもまだ歴史は浅く、当社の業績に影響を与えると考えられる今後の日本におけるインターネット人口の推移、インターネット広告の市場規模、新しいビジネスモデル等には、不透明な部分が多くあります。このようなインターネット市場の環境の変化により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 技術革新について

インターネット業界は新技術や新たなサービスの提供が頻繁に行われており、非常に変化の激しい業界となっています。当社ではインターネット関連のサービスについて、こうした業界の変化の動向を見極め、適宜自社サービスに導入することで対応しております。

しかしながら、インターネットを取り巻く環境が急速に変化し、対応が遅れた場合にはサービスの陳腐化や競争力の低下を引き起こす可能性があります。また、追加で大幅な投資が必要となる可能性があり、このような場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 自然災害等による影響について

当社は、サービス提供のためにサーバやネットワーク機器等の設備を保有しております。高度なセキュリティ対策の実施等の取組みにより、災害や事故等への対策を講じておりますが、想定をはるかに超える大規模自然災害・事故やサイバーテロが発生し、これらの機器が影響を受けた場合、当社が提供するサービスの停止やデータの破損等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業内容に関するリスク

① 電子雑誌について

当社では自社及び他社の電子雑誌の制作業務を行っており、複数誌を発刊しております。平成26年9月期における売上高に占める各媒体による売上割合は、旅色39.50%、GOODA12.04%、旅色Seasonal Style 1e 5.83%、その他電子雑誌7.15%となっております。当社の電子雑誌は、多数の芸能人やタレント等の著名人を起用しており、それが他社と違う特色の一つとなっております。しかしながら、媒体価値の低下や電子雑誌に対するイメージの悪化等があった場合、著名人を想定通りに起用できなくなる可能性があります。また、競合他社から類似の著名人を起用した媒体が提供されて、知名度が上がった場合、当社媒体の差別化が図れなくなり、クライアント数が減少し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 経営成績の季節変動性について

当社が提供する電子雑誌業務においては、観光地や行楽地の旅館やホテルの広告を多く取り扱っており、春から秋にかけての観光・行楽シーズンには、広告掲載数が大きく伸長します。

観光・行楽シーズン以外においても、様々な企画・コンテンツを立案し強化させることにより、業績の季節変動はやや緩やかになってきておりますが、当社の売上高及び営業利益は、第4四半期の割合が若干多くなる傾向があります。

最近事業年度の各四半期の業績は、次のとおりです。

| | 第1四半期 (10-12月期) | 第2四半期 (1-3月期) | 第3四半期 (4-6月期) | 第4四半期 (7-9月期) | 事業年度計 (平成26年9月期) |
|----------|--------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------|
| 売上高(千円) | 381,847 | 396,133 | 435,638 | 494,760 | 1,708,380 |
| 営業利益(千円) | 33,096 | 54,852 | 57,521 | 75,705 | 221,176 |

(注) 各四半期会計期間の数値については、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けておりません。

③ 競合について

当社が展開する個々のサービスは、当社と同様にモバイル端末やパソコン向けにサービスを提供している企業と競合する関係にあります。

新規事業者の参入、市場成長の想定外の鈍化等によって、他社との競争が激化し、他社に対する当社の優位性が失われた場合や、当社の想定以上にサービスの価格が下落した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 今後の事業戦略について

当社の今後の事業戦略としては、電子雑誌を中心として、企業のプロモーション支援サービスに注力し、クライアント企業に対してコストパフォーマンス及びカスタマイズを含めた高付加価値サービスの提案を積極的に展開していく方針であります。

現在、楽天㈱から「旅色Seasonal Style」、男性向けライフスタイルマガジン「GOODA（グーダ）」、㈱幻冬舎からスマホ専用の無料ファッション誌「GINEER mirror（ジンジャー・ミラー）」、SBIグループから代理店を通じて金融ウェブマガジン「美人財布（ビジンザイフ）」などの電子雑誌の制作を受託しております。

楽天㈱（本書提出日現在、発行済株式総数に対する所有割合12.00%の株主）、㈱幻冬舎（本書提出日現在、発行済株式総数に対する所有割合5.14%の株主）及び同社代表取締役社長見城徹氏（本書提出日現在、発行済株式総数に対する所有割合1.23%の株主）、並びにSBIグループ（本書提出日現在、発行済株式総数に対する所有割合6.15%の株主）は、当社の株式を保有しているほか、楽天㈱、㈱幻冬舎、並びにSBIグループは当社に役員を派遣しております。

今後も同様に様々な企業と共同で電子雑誌を制作し、電子雑誌の更なる拡大を進めてまいります。

しかし、上記の事業戦略が営業または技術上の問題から計画どおり進行できない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3. 事業運営体制に関するリスク

人材の育成及び確保について

当社は、今後業務を拡大していくにあたり、営業部門、制作部門、技術部門を中心に優秀な人材の確保が必要不可欠であります。経験のある中途採用に加え、新卒採用を実施することもあり、教育体制を充実させることで、人材の育成・確保に積極的に取り組んでおります。しかしながら、適切な人材の確保が予定どおり行えなかった場合、あるいは経験豊富な人材が流出した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 法的規制に関するリスク

① キャンペーンに関する法的規制について

当社では、クライアント企業の懸賞キャンペーンの代行を行っております。これらのキャンペーンの表示方法や内容については、消費者庁管轄の「景品表示法（景表法）」、公正取引委員会管轄の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」の規制を受けております。これらの法的規制を遵守し、十分に留意して各種キャンペーンを展開しております。しかしながら、同法の改正により今後のキャンペーン展開に支障をきたした場合や、万が一、消費者庁及び公正取引委員会からの勧告等を受けることで、当社のブランドイメージの低下があった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の取扱について

当社ではキャンペーンの代行を始めとして様々な顧客の個人情報を取り扱う場合があり、「個人情報の保護に関する法律」において「個人情報取扱事業者」と定義されております。当社では顧客データベース構築時より、社外からの不正アクセスや内部からの顧客情報漏えいに対処するため、アクセスログ一括管理などのセキュリティシステムで安全対策を講じております。また、より強固なセキュリティ体制を構築すべく、データサーバの冗長化やアクセス記録の半永久保存、指紋認証による入退室管理システム、監視カメラなどが導入されたビルに入居しております。

また、平成19年2月6日に当社は、「プライバシーマーク（注1）」の認証を取得しております。これにより、公的機関（第三者）の立場から安全性が実証されるとともに、営業活動においては引き続き本法を遵守し、個人情報の適正な取扱いを行っております。しかしながら、外部からの意図的な攻撃や、意図しない人為的な間違い等により個人情報が漏えいし、対外的信用の失墜及び訴訟等が発生した場合、当社のブランドイメージの低下を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（注1） 経済産業省の外郭団体である一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）から「JIS Q 15001」に準拠したコンプライアンス・プログラムに基づき、個人情報の適切な取扱い体制が整備されている企業に対して付与される認証基準。

③ 知的財産権について

当社の知的財産権に係る業務として、ウェブサイト運営、電子雑誌等のインターネットを利用したエンタテイメントコンテンツの企画運営があります。この業務において、第三者の著作権等の知的財産権を侵害した場合には、ロイヤリティの支払い請求や損害賠償請求及び使用差止請求等の訴訟を受けることがあり、それにより当社のブランドイメージの低下を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5. その他

① 当社の親会社である㈱ネクシーズ及びそのグループ会社との関係について

当社の親会社である㈱ネクシーズ及びそのグループ会社は、ライフアメニティ事業が中核事業であり、テレマーケティングを中心としたB to C（企業と一般消費者との取引）事業を行っております。当社ではインターネットを主とした企業プロモーション支援事業としてB to B事業（企業間取引）を行っております。事業領域も異なり、独立した組織の中で経営を行っておりますが、㈱ネクシーズは本書提出日現在、当社の議決権の65.95%を所有しております。そのため、大株主としての同社の経営方針等に変更が生じた場合、当社の業績及び事業戦略並びに資本構成等にも影響を及ぼす可能性があります。

当社の新規公開に際して実施する新株式の発行及び株式売出しが完了した場合、当社の親会社である㈱ネクシーズは当社発行済み株式の50%以上を当面保有することとなります。当社の事業展開にあたっては、親会社等の指示や事前承認に基づいてこれを行うことなく、引き続き過半数を占める専任取締役を中心とする経営陣の判断のもと、独自に意思決定し実行していきます。

また、本書提出日現在における当社役員13名のうち、㈱ネクシーズの役員を兼任する者は2名であり、その者の氏名、当社及び親会社における役職、兼任の理由は以下のとおりです。

| 氏名 | 当社における役職 | 親会社における役職 | 兼任の理由 |
|--------|----------|------------|--------------------------|
| 近藤 太香巳 | 取締役 | 代表取締役社長 | 上場会社の代表者としての見地から助言を行うため。 |
| 松井 康弘 | 社外監査役 | 専務取締役管理本部長 | 親会社として監督・監察を行うため。 |

② 関連当事者取引について

当社は、親会社であり議決権の65.95%を所有している㈱ネクシーズとの間に管理業務の委託の取引があります。これはネクシーズグループ内において、一部の管理業務を親会社である㈱ネクシーズにて一括して行うことで、業務の効率化、省力化を図るためのものであります。業務のうち、ネクシーズグループのCMS（キヤッッシュ・マネジメント・サービス）の利用につきましては、平成25年9月期中に解消し、その他の管理業務の委託取引につきましても、随時、当社内に業務を移管いたしました。

また、当社と㈱ネクシーズの子会社との間に「ウェブサイト運営業務受託」や「テレマーケティング業務委託」といった双方が持つ技術上・営業上の資産を基にした営業取引がありますが、取引条件につきましては独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、決裁権限・手続きは「職務権限規程」に基づき処理しております。

平成26年9月期における㈱ネクシーズ及びその子会社との取引のうち当社の収入となる取引は全体の0.5%、当社の支出となる取引は1.9%であり、当社の事業及び業績へ及ぼす影響は軽微であります。㈱ネクシーズ及びその子会社との取引については、ネクシーズグループからの当社の独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については取締役会に対して定期的に報告を行うとともに、監査役監査や内部監査における取引の内容等のチェックを行う等、健全性及び適正性の確保に努めて参ります。

平成26年9月期における㈱ネクシーズ及びその子会社との主要な取引は以下の通りです。

当社の収入となる取引

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 資本金 (千円) | 事業の内容又は職業 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) |
|-------------|------------------|-------------|------------|------------------|--------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱ネクシーズ・トレード | 100,000 | 金融商品仲介業 | ウェブサイト運営業務受託（注2） | 3,960 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱N e x y z . B B | 100,000 | ライフアメニティ事業 | メール配信受託（注2） | 2,880 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、決裁権限・手続きは「職務権限規程」に基づき処理しております。

当社の支出となる取引

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 資本金 (千円) | 事業の内容又は職業 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) |
|-------------|------------------|-------------|---------------|--|--------------------------|
| 親会社 | ㈱ネクシーズ | 1,189,156 | 事業持株会社 | 賃借料等（注2） 給与計算業務委託（注2） ネットワーク回線利用料等（注2） | 10,445 3,000 2,507 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱ネクシーズ・マーケティング | 100,000 | 業務受託テレマーケティング | テレマーケティング業務委託（注2） | 10,200 |
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱N e x y z . B B | 100,000 | ライフアメニティ事業 | 通信費（注2） | 1,566 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、決裁権限・手続きは「職務権限規程」に基づき処理しております。

③ 配当政策について

当社は現在成長過程にあり、事業資金の流出を避け内部留保の充実を図り、なお一層の業容拡大を目指すことが重要であります。株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対し、安定的な利益還元を実施していくことも重要であると考えております。

今後は、安定的な経営基盤の確立と収益力の強化に努め、業績及び今後の事業展開を勘案し、その都度適正な経営判断を行い配当を実施していく予定であります。現時点において配当実施の可能性及びその開始時期については未定であります。

④ 新株予約権の行使による株式価値希薄化

当社は、役員、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用し、新株予約権を付与しております。

今後につきましてもストック・オプション制度を積極的に活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加えて、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。なお、提出日の前月末現在における新株予約権による潜在株式数は1,569,800株であり、発行済株式総数12,520,000株の12.54%に相当します。新株予約権の状況は、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

⑤ 調達資金の使途

当社は、今回計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、現時点では、電子雑誌制作におけるファイル制作費用・サーバ等の設備資金、人材の採用・育成にかかる人件費や広告宣伝費等の運転資金に充当する予定であります。

しかしながら、経済環境の急激な変化、競合他社の参入により、当初の計画通りに事業が進展せず、これらの投資が必ずしも期待通りの収益を上げられない可能性があります。

⑥ 投資育成事業を行う株主について

本書提出日現在、当社発行済株式総数12,520,000株のうち9.14%にあたる1,144,500株を、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下、「VC等」という。）が所有しております。

一般的にVC等が未上場株式に投資を行う目的は、上場後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることであるため、当社が株式上場後、VC等が所有する株式の一部または全部を売却する可能性があります。

そのような場合には、短期的に需給バランスの悪化が生じる可能性があり、株価が低下する可能性があります。

⑦ 売掛金の貸倒れについて

ソリューション業務においては、事前に取引先別の与信調査を行い、与信ランクによって支払方法（前金取引・売掛取引）の設定を行っており、電子雑誌業務における広告獲得においては、分割の支払方法（12ヶ月払い）による売掛取引を行っておりますが、システム管理により滞留債権を把握し、すみやかに債権回収を行うことで、不良債権の発生が極力少なくなるよう努めております。

その結果、当社の総資産に対する売掛金の割合は、平成26年9月30日現在46.67%（903,855千円）であり、売掛金の平均回収期間は206.9日となっております。

不測の事態に備え、貸倒実績率（2.38%）や個別の回収可能性等の見積りに基づき貸倒引当金を計上しておりますが、実際に回収不能となった債権額がこれを超過した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表」の「注記事項（重要な会計方針）」に記載しているとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第14期事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

当事業年度末の総資産は1,936,680千円となり、前事業年度末に比べて186,566千円の増加となりました。

(流動資産)

流動資産は1,826,410千円となり、前事業年度末に比べて165,660千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が85,395千円増加したことや、売上増加に伴い売掛金が163,101千円増加した一方で、繰延税金資産が54,565千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

固定資産は110,270千円となり、前事業年度末に比べて20,905千円の増加となりました。

これは主にウェブマガジンの制作、管理のために新たに構築したソフトウェアが13,179千円、敷金及び保証金が3,162千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

流動負債は222,831千円となり、前事業年度末に比べて44,612千円の増加となりました。これは主に、未払法人税等が23,798千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

固定負債は28千円となり、前事業年度末に比べて増減はありませんでした。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は1,713,820千円となり、前事業年度末に比べて141,953千円の増加となりました。これは、当期純利益を141,953千円計上したことによるものであります。

第15期第3四半期累計期間（自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日）

当第3四半期会計期間末の総資産は2,094,835千円となり、前事業年度末に比べて158,155千円の増加となりました。

(流動資産)

流動資産は1,978,572千円となり、前事業年度末に比べて152,162千円増加となりました。これは主に、受取手形及び売掛金が157,277千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

固定資産は116,262千円となり、前事業年度末に比べて5,992千円増加となりました。これは主に、有形固定資産が2,146千円、投資その他の資産が4,741千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

流動負債は266,456千円となり、前事業年度末に比べて43,625千円増加となりました。これは主に、前受金が11,628千円減少したものの、未払法人税等が43,876千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

固定負債は28千円となり、前事業年度末に比べて増減はありませんでした。

(純資産)

純資産合計は1,828,350千円となり、前事業年度末に比べて114,530千円増加となりました。これは主に、四半期純利益の計上に伴い利益剰余金の額が114,530千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第14期事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

(売上高)

当事業年度における売上高は1,708,380千円となり、前事業年度比195,773千円の増加となりました。

自社で発刊している旅行ウェブマガジン「旅色（たびいろ）」では、観光地別の特集号やテーマ別特集記事の強化、サイト改修等により内容の充実を図り、同時に新たな広告契約の開拓に努めた結果、年間掲載件数が前事業年度末の3,053件から282件増加し、3,335件となりました。

また、電子雑誌制作の受託業務も好調となり、楽天トラベル専用ウェブマガジン「旅色Seasonal Style」、男性向けライフスタイルマガジン「GOODA（グーダ）」、金融ウェブマガジン「美人財布（ビンザイフ）」、アーリーステージの経営者や新進気鋭の経営者に焦点をあてた電子雑誌「SUPER CEO（スーパー・シーイーオー）」に加えて、政治・経済が好きになる電子雑誌「政経電論（セイケイデンロン）」、30代の女性に向けた、大人の女性の本音に応えるトータル ビューティー マガジン「MALENA（マレーナ）」の2誌を新たに制作を受託し、それぞれ内容の充実を図ってまいりました。これにより安定した業務受託料を得ることができました。

そのほか、企業向けのウェブサイト制作を中心に業務受託案件が概ね堅調に推移いたしました。

(売上原価)

当事業年度における売上原価は500,236千円となり、前事業年度比60,012千円の増加となりました。

これは主に、労務費が前事業年度比33,811千円、外注費が前事業年度比21,625千円増加したことによるものであります。

(売上総利益)

以上の結果、売上総利益は、1,208,144千円（前事業年度比135,761千円増）となりました。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は986,968千円となり、前事業年度比73,029千円の増加となりました。これは、営業強化のために営業社員を増員したことにより、給与手当が前事業年度比26,151千円、旅費交通費が8,301千円増加したことや、発刊している電子雑誌の知名度向上のため、販売促進費が前事業年度比4,548千円増加したことによるものであります。

(営業利益)

以上の結果、営業利益は、221,176千円（前事業年度比62,731千円増）となりました。

(営業外損益)

当事業年度における営業外収益は175千円となり、前事業年度比3,765千円の減少となりました。

これは主に、転籍関連収入の減少によるものであります。

当事業年度における営業外費用は発生しておりませんので、前事業年度比5,679千円の減少となりました。

これは、転籍関連支出の減少によるものであります。

(経常利益)

以上の結果、経常利益は、221,351千円（前事業年度比64,645千円増）となりました。

(特別損益)

当事業年度における特別損失は1,401千円（前事業年度特別損失3,255千円）となりました。

これは主に、事業所移転費用によるものであります。

(当期純利益)

当事業年度における当期純利益は、法人税、住民税及び事業税26,291千円、法人税等調整額51,705千円を計上した結果、141,953千円（前事業年度比13,664千円減）となりました。

第15期第3四半期累計期間（自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日）

(売上高)

当第3四半期累計期間における売上高は1,562,790千円となりました。

これは主に、広告契約による収入を819,924千円計上したことによります。また、電子雑誌制作の受託業務も好調で安定した業務受託料を得ることができました。

そのほか、企業向けのウェブサイト制作を中心に業務受託案件が概ね堅調に推移いたしました。

(売上原価)

当第3四半期累計期間における売上原価は471,322千円となりました。

これは主に、電子雑誌やウェブサイトの制作に係る労務費や外注費を計上したことによります。

(売上総利益)

以上の結果、売上総利益は、1,091,467千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は908,157千円となりました。

これは主に、給与手当が430,604千円、旅費交通費が64,704千円計上したことによるものであります。

(営業利益)

以上の結果、営業利益は、183,309千円となりました。

(経常利益)

以上の結果、経常利益は、183,406千円となりました。

(四半期純利益)

当第3四半期累計期間における四半期純利益は、法人税、住民税及び事業税80,442千円、法人税等調整額△11,566千円を計上した結果、114,530千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社では、独自の企画力を基に、新規顧客の開拓・販売から顧客の組織化・分析までをワンストップで提供する「インターネットを主とした企業プロモーション支援事業」として、B to B（企業間取引）の営業力を基軸に事業を開拓しております。特に平成19年12月より自社で発刊している電子雑誌は、通常インターネットには登場することが少ない有名人を起用し、他のインターネットメディアとは差別化された新しいメディアであることから、拡大を続けているインターネット広告市場に合わせ、広告取扱数が増加しております。

また、旅行ウェブマガジン「旅色（たびいろ）」をはじめとする電子雑誌7誌に加え、平成25年11月に政治・経済が好きになる電子雑誌「政経電論（セイケイデンロン）」、平成26年9月に30代の女性に向けた、大人の女性の本音に応えるトータル ビューティー マガジン「MALENA（マレーナ）」、平成27年4月に創刊したスマート専用の無料ファッション誌「GINGER mirror（ジンジャーミラー）」、住宅・インテリア電子雑誌「マドリーム」の制作を受託するなど、電子雑誌の制作受託案件も増加しており、今後も更なる案件の増加が予想されます。

企業の販売促進支援を行うその他ソリューション業務でも、タブレットPC・スマートフォンの急速な普及に合わせて、ウェブサイト制作・運営、ECサイトサポートの案件数もさらに増加するものと予想されます。

今後も引き続き電子雑誌に経営資源を投下し、取扱いジャンルの拡大と制作体制、営業体制の強化に努め、事業の拡大を図ってまいります。また、電子雑誌から派生したサービスの充実や、インターネット分野での企画力を活かした新たなサービスの創出、その他ソリューション業務のクライアント数拡大に合わせた制作体制の強化にも努めてまいります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第14期事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

当事業年度の設備投資については、電子雑誌の制作システムの拡充及び各種管理システムの強化・整備などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の主な設備投資等は、電子雑誌の制作システムの拡充を中心とする総額40,039千円の投資を実施しました。なお、当社はインターネットを主とした企業プロモーション支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。また、当事業年度において重要な設備の除却または売却はありません。

第15期第3四半期累計期間（自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日）

当第3四半期累計期間の設備投資については、電子雑誌の制作システムの拡充及び各種管理システムの強化・整備などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当第3四半期累計期間の主な設備投資等は、電子雑誌の制作システムの拡充を中心とする総額23,691千円の投資を実施しました。なお、当社はインターネットを主とした企業プロモーション支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。また、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成26年9月30日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | 従業員数 (名) |
|----------------|---------|----------|---------------|------------|--------|-------------|
| | | 建物 | 工具、器具 及び備品 | ソフト ウェア | 合計 | |
| 本社 (東京都渋谷区) | ソフトウェア等 | 426 | 6,456 | 69,411 | 76,294 | 87 |

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 本社建物は賃借しており、年間賃借料は29,781千円であります。
3. 臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
4. 当社はインターネットを主とした企業プロモーション支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成27年7月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達 方法 | 着手及び完了予定年月 | | 完成後の 増加能力 |
|----------------|--------|------------|--------------|------------|----------------|----------------|--------------|
| | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | 着手 | 完了 | |
| 本社 (東京都渋谷区) | ソフトウェア | 94,000 | - | 増資資金 | 平成28年 (注) 2 | 平成29年 (注) 2 | (注) 3 |

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれおりません。
2. 着手予定年月については平成28年9月期中の着手、完了予定年月については平成29年9月期中の完了を予定しており、月は未定であります。
3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。
4. 当社はインターネットを主とした企業プロモーション支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 40,000,000 |
| 計 | 40,000,000 |

(注) 平成26年3月13日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は39,600,000株増加し、40,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

| 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|------------|----------------------------|---|
| 普通株式 | 12,520,000 | 非上場 | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 12,520,000 | — | — |

(注) 平成26年3月13日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、株式数は12,394,800株増加し、発行済株式総数は12,520,000株となっております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権（ストック・オプション）は、次のとおりであります。

(平成18年3月14日臨時株主総会決議及び平成18年3月14日取締役会決議)

第1回 新株予約権

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成26年9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成27年7月31日) |
|--|-----------------------------|-----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 5,392 | 290 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 539,200（注1、6） | 29,000（注1、6） |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 250（注2、6） | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年4月1日から 平成27年3月31日まで | 平成20年4月1日から 平成34年3月31日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 250 資本組入額 125（注6） | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注3） | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注4） | 同左 |
| 代用払込に関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注5） | 同左 |

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とします。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果1株未満が生じた場合はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. ① 当社普通株式がいづれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権行使することができるものとする。
 ② 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 ③ 権利を付与された者は、当社、当社の親会社、子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいづれの地位をも喪失した場合は、権利行使することはできない。ただし、任期満了により退任した場合、当社の就業規則第18条に定める定年の事由により退職した場合、その他当社の取締役会が特別にその後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合はこの限りではない。
4. 新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。
5. 当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されない新株予約権に係る義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させることができるものとする。ただし、当社の発行する新株予約権に係る義務の承継に関し記載のある株式交換契約書または株式移転の議案につき当社株主総会の承認を受ける場合に限るものとする。
6. 平成26年3月13日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権（ストック・オプション）は、次のとおりであります。

(平成24年12月13日定時株主総会決議及び平成25年3月25日取締役会決議)

第2回 新株予約権

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成26年9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成27年7月31日) |
|--|-----------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 5,840 | 3,865 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 584,000（注1、6） | 386,500（注1、6） |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 650（注2、6） | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 650 資本組入額 325（注6） | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注3） | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注4） | 同左 |
| 代用払込に関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項 | （注5） | 同左 |

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とします。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

2. 本新株予約権の行使価額は、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
 ② 新株予約権発行時において当社の取締役であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
4. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
5. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、本新株予約権に係る義務を合併による存続会社または株式交換・株式移転による完全親会社となるものに承継させるものとし、その細目について当該合併、株式交換または株式移転を承認する株主総会決議において定めるものとする。
6. 平成26年3月13日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(平成25年3月15日臨時株主総会決議及び平成25年3月25日取締役会決議)

第3回 新株予約権

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成26年9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成27年7月31日) |
|--|-----------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 3,778 | 3,440 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 377,800（注1、6） | 344,000（注1、6） |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 650（注2、6） | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 650 資本組入額 325（注6） | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注3） | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注4） | 同左 |
| 代用払込に関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注5） | 同左 |

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とします。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}$$

2. 本新株予約権の行使価額は、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割 (または併合) の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
 ② 新株予約権発行時において当社の従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
4. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
5. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、本新株予約権に係る義務を合併による存続会社または株式交換・株式移転による完全親会社となるものに承継させるものとし、その細目については当該合併、株式交換または株式移転を承認する株主総会決議において定めるものとする。
6. 平成26年3月13日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(平成25年4月12日臨時株主総会決議及び平成25年9月12日取締役会決議)

第4回 新株予約権

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成26年9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成27年7月31日) |
|--|-----------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 3,125 | 2,000 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 312,500（注1、6） | 200,000（注1、6） |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 650（注2、6） | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 650 資本組入額 325（注6） | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注3） | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注4） | 同左 |
| 代用払込に関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注5） | 同左 |

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とします。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

2. 本新株予約権の行使価額は、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
 ② 新株予約権発行時において当社の顧問であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の顧問であることを要する。ただし、顧問を退任または辞任した際に正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
4. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
5. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、本新株予約権に係る義務を合併による存続会社または株式交換・株式移転による完全親会社となるものに承継させるものとし、その細目については当該合併、株式交換または株式移転を承認する株主総会決議において定めるものとする。
6. 平成26年3月13日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(平成24年12月13日定時株主総会決議及び平成25年9月12日取締役会決議)

第5回 新株予約権

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成26年9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成27年7月31日) |
|--|-----------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 50 | 50 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 5,000（注1、6） | 5,000（注1、6） |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 650（注2、6） | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 650 資本組入額 325（注6） | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注3） | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注4） | 同左 |
| 代用払込に関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注5） | 同左 |

（注）1. 本新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とします。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

2. 本新株予約権の行使価額は、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
 ② 新株予約権発行時において当社の取締役であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
4. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
5. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、本新株予約権に係る義務を合併による存続会社または株式交換・株式移転による完全親会社となるものに承継させるものとし、その細目については当該合併、株式交換または株式移転を承認する株主総会決議において定めるものとする。
6. 平成26年3月13日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(平成25年3月15日臨時株主総会決議及び平成26年2月14日取締役会決議)

第6回 新株予約権

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成26年9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成27年7月31日) |
|--|-----------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 65 | 53 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 6,500（注1、6） | 5,300（注1、6） |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 650（注2、6） | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成28年3月1日から 平成34年3月31日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 650 資本組入額 325（注6） | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注3） | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注4） | 同左 |
| 代用払込に関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注5） | 同左 |

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とします。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

2. 本新株予約権の行使価額は、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
 ② 新株予約権発行時において当社の従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
4. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
5. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、本新株予約権に係る義務を合併による存続会社または株式交換・株式移転による完全親会社となるものに承継させるものとし、その細目については当該合併、株式交換または株式移転を承認する株主総会決議において定めるものとする。
6. 平成26年3月13日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(平成27年7月14日臨時株主総会決議及び平成27年7月14日取締役会決議)

第7回 新株予約権

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成26年9月30日) | 提出日の前月末現在 (平成27年7月31日) |
|--|---------------------------|-----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | — | 6,000 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | — | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | — | 600,000(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | — | 650(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | — | 平成29年8月1日から 平成34年3月31日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | — | 発行価格 650 資本組入額 325 |
| 新株予約権の行使の条件 | — | (注3) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | — | (注4) |
| 代用払込に関する事項 | — | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | (注5) |

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とします。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

2. 本新株予約権の行使価額は、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
 ② 新株予約権発行時において当社の取締役であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
4. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
5. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、本新株予約権に係る義務を合併による存続会社または株式交換・株式移転による完全親会社となるものに承継させるものとし、その細目については当該合併、株式交換または株式移転を承認する株主総会決議において定めるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|---------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成23年4月1日 (注) 1 | 25,200 | 125,200 | — | 100,000 | — | 593,781 |
| 平成26年4月11日 (注) 2 | 12,394,800 | 12,520,000 | — | 100,000 | — | 593,781 |

(注) 1. 吸収合併に伴う新株発行によるものであります。

被合併会社 旧㈱プランジスタ

合併比率 1株 : 4.2株

なお、旧㈱プランジスタの吸収合併に伴い、合併当日における旧㈱プランジスタの株主に当社株式を交付いたしました。

交付先 ㈱ネクシィーズ、㈱幻冬舎、㈱レプロエンタテインメント

2. 株式分割 (1 : 100) によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成27年7月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数 100 株) | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) | |
|-----------------|----------------------|------|--------------|------------|-------|----|-----------|----------------------|---|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | — | — | — | 4 | — | — | 8 | 12 | — |
| 所有株式数 (単元) | — | — | — | 108,929 | — | — | 16,271 | 125,200 | — |
| 所有株式数 の割合(%) | — | — | — | 87.00 | — | — | 13.00 | 100.00 | — |

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年7月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------|----------|--|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | — | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 12,520,000 | 125,200 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 12,520,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 125,200 | — |

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、平成13年改正旧商法及び会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成18年3月14日臨時株主総会決議及び平成18年3月14日取締役会決議)

第1回 新株予約権

| | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 決議年月日 | 平成18年3月14日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社役員6名及び当社親会社取締役1名並びに当社従業員37名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 提出日前月末日現在におきましては、付与対象者の権利放棄及び退職により26名減少し、18名であり、新株発行予定数は521,000株失効し、29,000株であります。

(平成24年12月13日定時株主総会決議及び平成25年3月25日取締役会決議)

第2回 新株予約権

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成24年12月13日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役8名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 提出日前月末日現在におきましては、付与対象者の一部の権利放棄により、新株発行予定数は197,500株失効し、386,500株であります。

(平成25年3月15日臨時株主総会決議及び平成25年3月25日取締役会決議)

第3回 新株予約権

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成25年3月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員119名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 提出日前月末日現在におきましては、付与対象者は退職により25名減少し、94名であり、新株発行予定数は59,200株失効し、344,000株であります。

(平成25年4月12日臨時株主総会決議及び平成25年9月12日取締役会決議)

第4回 新株予約権

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成25年4月12日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社顧問2名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 提出日前月末日現在におきましては、付与対象者の一部の権利放棄により、新株発行予定数は112,500株失効し、200,000株であります。

(平成24年12月13日定時株主総会決議及び平成25年9月12日取締役会決議)

第5回 新株予約権

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成24年12月13日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(平成25年3月15日臨時株主総会決議及び平成26年2月14日取締役会決議)

第6回 新株予約権

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 平成25年3月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員15名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 提出日前月末日現在におきましては、付与対象者は退職により6名減少し、9名であり、新株発行予定数は2,000株失効し、5,300株であります。

(平成27年7月14日臨時株主総会決議及び平成27年7月14日取締役会決議)

第7回 新株予約権

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成27年7月14日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役6名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、「将来の事業展開のための内部留保の充実」と「成長に応じた利益還元」を重要な経営課題であると認識しております。

現在、当社は成長過程にあり一層の業容拡大を目指しており、事業資金の流出を避け内部留保の充実を図ることが重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含めて配当は実施しておりません。

しかしながら、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対し、安定的な利益還元を実施していくことも重要であると考えており、今後は、安定的な経営基盤の確立と収益力の強化に努め、業績及び今後の事業展開を勘案し、その都度適正な経営判断を行い配当を決定していく方針であります。

当社が剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本的な方針と考えております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数(株) |
|-------------|----------------------|--------|------------------|---|-------|----------|
| 取締役 会長 | — | 見城 徹 | 昭和25年 12月29日生 | 昭和50年4月 (株)角川書店（現㈱KADOKAWA）入社 平成3年9月 同社 取締役編集部長 就任 平成5年11月 (株)幻冬舎 設立 代表取締役社長 就任（現任） 平成20年1月 旧㈱プランジスター 取締役 就任 平成23年4月 当社 取締役会長 就任（現任） | (注) 3 | 153,800 |
| 取締役 副会長 | — | 本間 憲 | 昭和35年 6月22日生 | 昭和55年4月 (株)セントラルアーツ 入社 昭和58年4月 (株)スカイコーポレーション 入社 平成3年2月 (株)レディプロダクションズ （現㈱レプロエンタテインメント） 設立 代表取締役社長 就任（現任） 平成19年2月 旧㈱プランジスター 取締役会長 就任 平成23年4月 当社 取締役副会長 就任（現任） | (注) 3 | 153,800 |
| 代表取締役 社長 | — | 岩本 恵了 | 昭和45年 9月11日生 | 平成2年4月 (株)九州建設機械販売 入社 平成3年10月 (株)西日本国際ビジネス専門学院 入社 平成9年1月 (株)ネクシィーズ 入社 平成11年12月 同社 取締役 就任 平成12年6月 同社 取締役営業副本部長 就任 平成14年10月 旧イデアキューブ㈱ 代表取締役社長 就任 平成23年4月 当社 取締役営業副本部長 就任 平成25年2月 当社 代表取締役社長 就任（現任） | (注) 3 | — |
| 取締役 | 営業本部長 | 吉藤 淳 | 昭和47年 6月4日生 | 平成7年4月 (株)西日本国際ビジネス専門学院 入社 平成9年1月 (株)ネクシィーズ 入社 平成16年12月 同社 取締役第三営業本部長 就任 平成20年10月 旧イデアキューブ㈱ ソリューション事業部長 平成23年4月 当社 取締役営業本部長 就任（現任） | (注) 3 | — |
| 取締役 | 電子雑誌 西日本営業 部長 | 緒方 太一 | 昭和51年 2月19日生 | 平成11年1月 (株)ネクシィーズ 入社 平成17年8月 旧イデアキューブ㈱ マーケティングソリューション 営業部長 平成17年12月 同社 取締役 就任 平成23年4月 当社 取締役名阪営業部長 就任 平成24年10月 当社 取締役電子雑誌西日本営業部長 就任（現任） | (注) 3 | — |
| 取締役 | 管理部長 | 石原 卓 | 昭和51年 2月23日生 | 平成11年6月 (株)ネクシィーズ 入社 平成13年10月 同社 人事総務課長 平成19年10月 旧イデアキューブ㈱ メディア事業部長 平成19年12月 同社 取締役 就任 平成23年4月 当社 取締役西日本営業部長 就任 平成24年10月 当社 取締役管理部長 就任（現任） | (注) 3 | — |
| 取締役 | 電子雑誌 メディア 編成部長 | 井上 秀嗣 | 昭和51年 11月23日生 | 平成7年4月 積水ハウス㈱ 入社 平成13年4月 (株)ネクシィーズ 入社 平成19年2月 旧㈱プランジスター 代表取締役社長 就任 平成23年4月 当社 取締役電子雑誌メディア編成部長 就任（現任） | (注) 3 | — |
| 取締役 | ソリューション 営業部長 | 木村 泰宗 | 昭和54年 11月22日生 | 平成14年5月 (株)ネクシィーズ 入社 平成15年5月 旧イデアキューブ㈱ 入社 平成22年10月 同社 ソリューション営業部長 平成25年4月 当社 取締役ソリューション営業部長 就任（現任） | (注) 3 | — |
| 取締役 | — | 近藤 太香巳 | 昭和42年 11月1日生 | 昭和62年5月 日本電機通信 創業 平成2年2月 (株)ネクシィーズ 設立 取締役営業副本部長 就任 平成3年2月 同社 代表取締役社長 就任（現任） 平成15年12月 旧イデアキューブ㈱ 取締役会長 就任 平成19年2月 旧㈱プランジスター 取締役 就任 平成23年4月 当社 代表取締役社長 就任 平成25年2月 当社 取締役 就任（現任） | (注) 3 | 175,000 |
| 取締役 | — | 西原 勝熙 | 昭和50年 9月13日生 | 平成16年3月 (株)レディプロダクションズ （現㈱レプロエンタテインメント） 入社 平成23年6月 同社 制作副本部長（現任） 平成25年4月 当社 取締役 就任（現任） | (注) 3 | — |
| 取締役 | — | 岩尾 貴幸 | 昭和42年 2月20日生 | 平成3年4月 ブロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン㈱ 入 社 同社 ブラントマネージャー パンパース日本 平成19年7月 同社 ヴァイスプレジデント紙関連製品 中国 平成23年4月 楽天㈱ 入社 平成24年3月 同社 執行役員 就任（現任） 平成26年4月 (株)ガールズアワード 取締役 就任（現任） 平成27年1月 楽天㈱ マーケティング部 部長（現任） 平成27年4月 同社 スタイライフ事業 事業長（現任） 平成27年5月 同社 広告企画販促部 部長（現任） 平成27年7月 当社 取締役 就任（現任） | (注) 4 | — |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数(株) |
|-------------|----|-------|-----------------|---|-------|----------|
| 監査役 (常勤) | — | 平田 浩 | 昭和36年 4月29日生 | 昭和63年5月 株西日本国際ビジネス専門学院 入社 平成9年1月 株ネクシィーズ 入社 平成11年6月 同社 業務部長 平成12年12月 同社 常勤監査役 就任 平成17年12月 旧イデアキューブ株 常勤監査役 就任 平成22年12月 同社 常勤監査役 辞任 平成25年4月 当社 常勤監査役 就任 (現任) | (注) 5 | — |
| 監査役 | — | 松井 康弘 | 昭和33年 4月13日生 | 昭和58年4月 野村證券株 入社 平成7年1月 株ビックボイ 入社 平成9年12月 株アイキューブネット 入社 平成11年4月 株ネクシィーズ 入社 経営企画室長 平成11年12月 同社 取締役管理本部長 就任 平成12年10月 同社 常務取締役管理本部長 就任 平成13年12月 旧イデアキューブ株 監査役 就任 (現任) 平成15年11月 株ネクシィーズ 専務取締役管理本部長就任 (現任) | (注) 5 | — |
| 監査役 | — | 荻原 裕英 | 昭和42年 4月29日生 | 平成2年4月 野村證券株 入社 平成11年12月 ソフトバンク・インベストメント株 (現SBIホールディングス株) 入社 平成16年10月 エス・ビーインキュベーション株 (現SBIインキュベーション株) 取締役 就任 (現任) 平成24年3月 SBIインベストメント株 取締役執行役員常務 就任 平成25年4月 当社 監査役 就任 (現任) 平成25年5月 SBIインベストメント株 取締役執行役員専務 就任 平成27年4月 SBIインベストメント株 取締役執行役員副社長 就任 (現任) | (注) 5 | — |

計 482,600

- (注) 1. 取締役 見城 徹、本間 憲、岩尾 貴幸は、社外取締役であります。
 2. 監査役 松井 康弘、荻原 裕英は、社外監査役であります。
 3. 平成26年4月10日開催の臨時株主総会終結の時から平成27年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 4. 平成27年7月14日開催の臨時株主総会終結の時から平成28年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 5. 平成26年4月10日開催の臨時株主総会終結の時から平成29年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

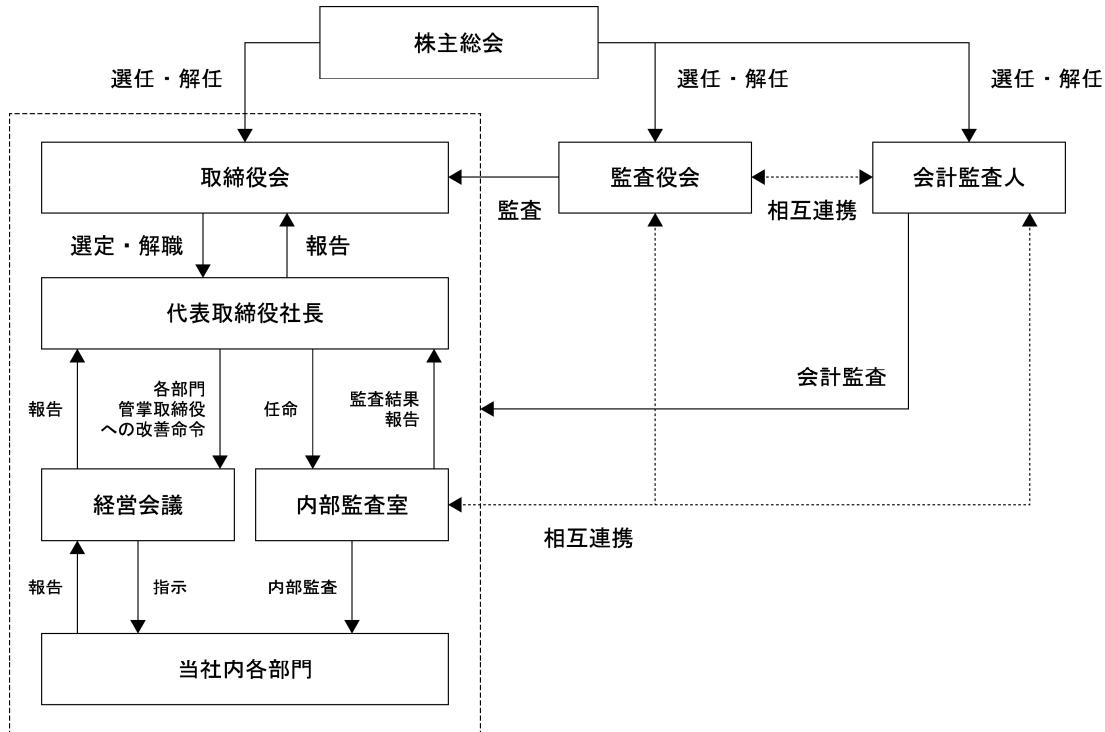
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立を目指し、企業価値の最大化を図ることが経営の最も重要な課題であり、株主並びに社会に対する責務であるとし、これを実現することがコーポレート・ガバナンスの強化であると考えております。

② コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンスの状況及び上記指針を踏まえ、当社においては、コーポレート・ガバナンスの充実、強化のための取組みとして、次のとおり諸施策を実施しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりであります。



a. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役11名（うち社外取締役3名）により構成されており、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。原則として毎月1回の取締役会の開催に加え、必要に応じて、臨時取締役会をその都度開催しております。

b. 監査役会・監査役

当社は会社法関連法令に基づく監査役会設置会社となっております。監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、監査役監査方針・計画に基づき、重要会議の出席、取締役の法令・規程等の遵守状況の把握や、会計監査人の監査計画の把握、内部監査状況の把握を行い、監査の実効性確保に努めております。

c. 経営会議

当社は、事業の意思決定の迅速化を目的に経営会議を毎月開催し、取締役及び重要な使用人が出席して月次の業績の共有及び業務上の問題点の把握、改善策等を討議すると共に、業務上の重要事項について審議・決定しております。

d. 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、適時適切な監査が実施されております。

e. 内部統制システムの整備の状況

当社では、各種社内規程を整備し、規程遵守の徹底を図っております。また、財務報告に係る「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムが有効に機能するための体制を整備しております。

③ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、経営会議において代表取締役社長はじめ各取締役及び部門長が法令遵守や個人情報保護について確認し、各部門長から各部門へ展開することにより、全社員の意識向上を図っております。

また、社員に対しても、インサイダー取引規制や個人情報保護をはじめとするコンプライアンスに関する教育を随時行い、周知徹底を図っております。

当社としては、事業規模に合わせた内部統制の整備・運用状況の検証を行うとともに、その内容の正確性を確保するために、リスクの高い共通項目について統一的な監査を実施しております。

④ 反社会的勢力の排除に向けた基本方針、及び整備状況

当社では、行動基準に反社会的勢力との対決として「私たちは、社会の秩序と安全を脅かす反社会的勢力及び団体に屈することなく、断固として対決します。」と定め、この考えを全ての取締役及び従業員に対し周知徹底を図っております。また、反社会的勢力との接触や不当要求があった場合は、管理部が統括部署となり、警察、弁護士等との連携を図りながら組織全体で対応いたします。

⑤ 内部監査、監査役監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査担当者 1 名が内部監査業務を実施しております。会社の財産及び業務を適正に把握し、各部門の業務執行が法令や社内規定に違反することのないよう内部牽制体制を構築するとともに、定期的に内部監査を実施しており、監査の結果を社長に報告し、改善の必要がある場合は是正指示を当該部門に出しております。

監査役監査につきましては、原則、全ての取締役会に出席すると同時に、代表取締役社長、取締役、重要な使用人との意見交換や重要書類の閲覧等を行うことで、取締役と同水準の情報に基づいた監査が実施できる環境を整備しております。

⑥ 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は指定有限責任社員・業務執行社員竹野俊成ならびに指定有限責任社員・業務執行社員有川勉であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 9 名、その他 9 名であります。

なお、継続監査年数については、2名ともに7年以内であるため、記載を省略しております。

⑦ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社では、内部監査室長が内部監査の計画及び結果等に関して監査役会で定期的に報告し意見交換をするなど、内部監査室と監査役会との連携を構築しております。

また、監査役、内部監査室及び会計監査人は、各四半期ごとに、各監査機関での監査計画・監査結果の報告など、情報共有化のための意見交換を行い、緊密な相互連携の強化に努めております。

⑧ 社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を特段定めておりませんが、(株)東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考しております。

社外取締役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、経営の状況等をモニタリングするとともに、事業判断上、必要とする助言や意見交換を行います。社外監査役は、原則として毎月1回開催される取締役会及び監査役会に出席し、取締役の業務執行の状況を監査するほか、内部監査室における内部監査の状況、会計監査人による監査の状況を把握するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてそれぞれと連携をとり、業務の適正化を図っております。

社外取締役3名は、それぞれ当社に関連する事業分野の企業経営者としての幅広い経験と高い見識を有していることから、公正かつ客観的な見地からの確かな助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけたと判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役の見城 徹氏は、㈱幻冬舎の代表取締役社長であります。同氏及び㈱幻冬舎は当社の株式を保有しております。同社は当社との間に電子雑誌の制作受託等の取引関係があります。同氏及び同社と当社の間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役の本間 憲氏は、㈱レプロエンタテインメントの代表取締役社長であり、同氏及び㈱レプロエンタテインメントは当社の株式を保有しております。同氏及び同社と当社の間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役の岩尾 貴幸氏は、楽天㈱の執行役員であります。同社は当社の株式を保有しているほか、当社との間に広告掲載業務受託及び電子雑誌の制作受託の取引関係があります。同氏及び同社と当社の間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役2名は、それぞれ豊富な経営管理の経験・知識等を有しており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため選任しております。

社外監査役の松井 康弘氏は、㈱ネクシィーズの専務取締役管理本部長であります。同氏は金融機関及び上場企業である㈱ネクシィーズの管理本部長として長年の実務経験と豊富な知識を有しており、財務及び会計に関する見識を当社監査体制の強化に活かしていただくため、招聘したものであります。

㈱ネクシィーズとの資本関係については「第2 事業の状況 4 事業等のリスク 5 その他 ①当社の親会社である㈱ネクシィーズ及びそのグループ会社との関係について」に記載のとおりであります。また、当社は㈱ネクシィーズとの間に、資金の預け入れがありましたら、平成25年9月期中に解消しております。また、賃借料等についての支払いがありますが、取引額については市場価格を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。

社外監査役の荻原 裕英氏は、株主であるSBIビービー・メディア投資事業有限責任組合、SBIブロードバンドファンド1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるSBIインベストメント㈱の取締役兼執行役員副社長であります。その他、SBIグループと当社との間に、代理店を通じて電子雑誌の制作受託の取引関係があります。

⑨ 役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|----|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | ストック・ オプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 14,760 | 14,760 | — | — | — | 2 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | 3,600 | 3,600 | — | — | — | 1 |
| 社外役員 | — | — | — | — | — | 5 |

(注) 上記金額の他に、使用人兼務取締役に対して支給した使用人分給与相当額の総額は、31,596千円であります。

ロ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については代表取締役が決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、平成19年12月20日開催の第7期定期株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与分を除く）と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成19年12月20日開催の第7期定期株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

⑩ その他

a. 取締役の定数

当社の取締役の定数は15名以内とする旨、定款で定めております。

b. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

c. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に發揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

d. 社外取締役及び社外監査役の責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは金100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約をそれぞれ締結しております。

e. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な利益還元を可能とする資本政策を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

f. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

g. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応して機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得する事を目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 最近事業年度の前事業年度 | | 最近事業年度 | |
|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 監査証明業務に基づく 報酬（千円） | 非監査業務に基づく 報酬（千円） | 監査証明業務に基づく 報酬（千円） | 非監査業務に基づく 報酬（千円） |
| 9,500 | — | 13,000 | — |

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査日数、監査内容及び当社の規模等を総合的に勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成24年10月1日から平成25年9月30日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月26日内閣府令第19号）附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成24年10月1日から平成25年9月30日まで）及び当事業年度（平成25年10月1日から平成26年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年10月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催するセミナー等に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成25年9月30日) | 当事業年度 (平成26年9月30日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 845,303 | 930,698 |
| 売掛金 | 740,753 | 903,855 |
| 前払費用 | 18,162 | 20,022 |
| 繰延税金資産 | 77,686 | 23,121 |
| その他 | 1,257 | 1,133 |
| 貸倒引当金 | △22,413 | △52,420 |
| 流動資産合計 | <u>1,660,750</u> | <u>1,826,410</u> |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 2,549 | 5,076 |
| 減価償却累計額 | △1,255 | △1,808 |
| 建物（純額） | 1,294 | 3,268 |
| 工具、器具及び備品 | 36,754 | 40,006 |
| 減価償却累計額 | △28,821 | △31,368 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 7,932 | 8,638 |
| 有形固定資産合計 | <u>9,226</u> | <u>11,906</u> |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウエア | 56,601 | 69,780 |
| 商標権 | 974 | — |
| 無形固定資産合計 | <u>57,576</u> | <u>69,780</u> |
| 投資その他の資産 | | |
| 敷金及び保証金 | 22,560 | 25,723 |
| 繰延税金資産 | — | 2,859 |
| 破産更生債権等 | 5,028 | 3,993 |
| 貸倒引当金 | △5,028 | △3,993 |
| 投資その他の資産合計 | <u>22,560</u> | <u>28,582</u> |
| 固定資産合計 | <u>89,364</u> | <u>110,270</u> |
| 資産合計 | 1,750,114 | 1,936,680 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 49,338 | 46,610 |
| 未払金 | ※ 53,998 | 57,801 |
| 未払法人税等 | 2,778 | 26,577 |
| 前受金 | 54,943 | 54,544 |
| 預り金 | 4,210 | 4,960 |
| その他 | 12,949 | 32,336 |
| 流動負債合計 | 178,218 | 222,831 |
| 固定負債 | | |
| 預り保証金 | 28 | 28 |
| 固定負債合計 | 28 | 28 |
| 負債合計 | 178,247 | 222,859 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成25年9月30日) | 当事業年度 (平成26年9月30日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 100,000 | 100,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 593,781 | 593,781 |
| その他資本剰余金 | 252,029 | 252,029 |
| 資本剰余金合計 | 845,810 | 845,810 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | 626,056 | 768,009 |
| 繙越利益剰余金 | | |
| 利益剰余金合計 | 626,056 | 768,009 |
| 株主資本合計 | 1,571,867 | 1,713,820 |
| 純資産合計 | 1,571,867 | 1,713,820 |
| 負債純資産合計 | 1,750,114 | 1,936,680 |

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成27年6月30日)

| 資産の部 | |
|-----------|-------------|
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 925, 046 |
| 受取手形及び売掛金 | 1, 061, 132 |
| 前払費用 | 32, 234 |
| 繰延税金資産 | 34, 349 |
| その他 | 3, 606 |
| 貸倒引当金 | △77, 797 |
| 流動資産合計 | 1, 978, 572 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | 14, 052 |
| 無形固定資産 | 68, 885 |
| 投資その他の資産 | ※ 33, 324 |
| 固定資産合計 | 116, 262 |
| 資産合計 | 2, 094, 835 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 買掛金 | 56, 415 |
| 未払金 | 59, 299 |
| 未払法人税等 | 70, 454 |
| 前受金 | 42, 916 |
| 預り金 | 5, 822 |
| その他 | 31, 547 |
| 流動負債合計 | 266, 456 |
| 固定負債 | |
| 預り保証金 | 28 |
| 固定負債合計 | 28 |
| 負債合計 | 266, 485 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 100, 000 |
| 資本剰余金 | 845, 810 |
| 利益剰余金 | 882, 539 |
| 株主資本合計 | 1, 828, 350 |
| 純資産合計 | 1, 828, 350 |
| 負債純資産合計 | 2, 094, 835 |

② 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日) | 当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日) |
|--------------|---|---|
| 売上高 | 1,512,606 | 1,708,380 |
| 売上原価 | 440,223 | 500,236 |
| 売上総利益 | 1,072,382 | 1,208,144 |
| 販売費及び一般管理費 | ※2 913,938 | ※2 986,968 |
| 営業利益 | 158,444 | 221,176 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | ※1 2,379 | 175 |
| 転籍関連収入 | 1,378 | — |
| その他 | 183 | — |
| 営業外収益合計 | 3,941 | 175 |
| 営業外費用 | | |
| 転籍関連支出 | ※1 5,679 | — |
| 営業外費用合計 | 5,679 | — |
| 経常利益 | 156,706 | 221,351 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | ※3 47 | ※3 20 |
| 事業所移転費用 | ※4 3,208 | ※4 1,381 |
| 特別損失合計 | 3,255 | 1,401 |
| 税引前当期純利益 | 153,450 | 219,950 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,777 | 26,291 |
| 法人税等調整額 | △4,945 | 51,705 |
| 法人税等合計 | △2,168 | 77,996 |
| 当期純利益 | 155,618 | 141,953 |

【売上原価明細書】

| | | 前事業年度 (自 平成24年10月 1 日 至 平成25年 9月30日) | | 当事業年度 (自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 9月30日) | |
|--------|------|--|---------|--|---------|
| 区分 | 注記番号 | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| I 労務費 | | 155, 854 | 35. 4 | 189, 665 | 37. 9 |
| II 経費 | ※ | 284, 369 | 64. 6 | 310, 571 | 62. 1 |
| 当期売上原価 | | 440, 223 | 100. 0 | 500, 236 | 100. 0 |

(注) ※主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度(千円) | 当事業年度(千円) |
|-----|-----------|-----------|
| 外注費 | 255, 618 | 277, 243 |

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

| 当第3四半期累計期間 (自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 6 月 30 日) | |
|--|-------------|
| 売上高 | 1, 562, 790 |
| 売上原価 | 471, 322 |
| 売上総利益 | 1, 091, 467 |
| 販売費及び一般管理費 | 908, 157 |
| 営業利益 | 183, 309 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 96 |
| 営業外収益合計 | 96 |
| 経常利益 | 183, 406 |
| 税引前四半期純利益 | 183, 406 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 80, 442 |
| 法人税等調整額 | △11, 566 |
| 法人税等合計 | 68, 876 |
| 四半期純利益 | 114, 530 |

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

(単位:千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 | |
|---------|---------|--------------|-------------|--------------|-------------|---------|-----------|--|
| | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 593,781 | 252,029 | 845,810 | 470,438 | 470,438 | 1,416,248 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | 155,618 | 155,618 | 155,618 | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | 155,618 | 155,618 | 155,618 | |
| 当期末残高 | 100,000 | 593,781 | 252,029 | 845,810 | 626,056 | 626,056 | 1,571,867 | |

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

(単位:千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | 純資産合計 | |
|---------|---------|--------------|-------------|--------------|-------------|---------|-----------|--|
| | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 593,781 | 252,029 | 845,810 | 626,056 | 626,056 | 1,571,867 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | 141,953 | 141,953 | 141,953 | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | 141,953 | 141,953 | 141,953 | |
| 当期末残高 | 100,000 | 593,781 | 252,029 | 845,810 | 768,009 | 768,009 | 1,713,820 | |

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日) | 当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 153,450 | 219,950 |
| 減価償却費及びその他の償却費 | 22,726 | 25,135 |
| 貸倒引当金の増減額（△は減少） | 16,747 | 28,971 |
| 受取利息及び受取配当金 | △2,379 | △175 |
| 事業所移転費用 | 3,208 | 1,381 |
| 固定資産除却損 | 47 | 20 |
| 売上債権の増減額（△は増加） | △165,712 | △163,101 |
| 仕入債務の増減額（△は減少） | 4,624 | △2,728 |
| 前受金の増減額（△は減少） | 27,851 | △398 |
| 未払金の増減額（△は減少） | △16,562 | 5,339 |
| 預り金の増減額（△は減少） | △13,577 | 750 |
| その他 | △8,393 | 18,317 |
| 小計 | <hr/> 22,031 | <hr/> 133,463 |
| 利息及び配当金の受取額 | 2,379 | 175 |
| 法人税等の支払額 | △1,564 | △2,481 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | <hr/> 22,846 | <hr/> 131,157 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △7,058 | △8,109 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △38,244 | △33,466 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | △22,285 | △4,335 |
| その他 | 2,739 | 150 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | <hr/> △64,848 | <hr/> △45,762 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | <hr/> — | <hr/> — |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | △42,002 | 85,395 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 887,305 | 845,303 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | ※ 845,303 | ※ 930,698 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 4～5年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年10月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益への影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び預け金、並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

なお、預け金は親会社である㈱ネクシーズのCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）であります。

CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）は当事業年度末日までにすべて解消しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 4～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する資産及び負債

関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成25年9月30日) | 当事業年度 (平成26年9月30日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 未払金 | 19,976千円 | -千円 |

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日) | 当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日) |
|--------|---|---|
| 受取利息 | 2,360千円 | -千円 |
| 転籍関連支出 | 684〃 | 〃 |

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日) | 当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日) |
|----------|---|---|
| 給与手当 | 443,156千円 | 469,307千円 |
| 法定福利費 | 64,763〃 | 71,874〃 |
| 旅費交通費 | 60,077〃 | 68,378〃 |
| 業務委託費 | 34,108〃 | 16,832〃 |
| 賃借料 | 48,899〃 | 45,413〃 |
| 販売促進費 | 60,809〃 | 65,357〃 |
| 貸倒引当金繰入額 | 16,747〃 | 32,931〃 |
| 減価償却費 | 6,757〃 | 5,354〃 |
| おおよその割合 | | |
| 販売費 | 58.97% | 62.06% |
| 一般管理費 | 41.03〃 | 37.94〃 |

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日) | 当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日) |
|-----------|---|---|
| 工具、器具及び備品 | 47千円 | 20千円 |

※4 事業所移転費用は営業所の移転に係るものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年10月 1 日 至 平成25年 9月30日)

発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|---------|
| 普通株式(株) | 125,200 | — | — | 125,200 |

当事業年度(自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 9月30日)

発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|------------|----|------------|
| 普通株式(株) | 125,200 | 12,394,800 | — | 12,520,000 |

(注) 平成26年3月13日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は12,394,800株増加し、12,520,000株となっております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成24年10月 1 日 至 平成25年 9月30日) | 当事業年度 (自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 9月30日) |
|------------------|--|--|
| 現金及び預金 | 845,303千円 | 930,698千円 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | —〃 | —〃 |
| 現金及び現金同等物 | 845,303千円 | 930,698千円 |

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金の調達については主に親会社（㈱ネクシーズ）が提供するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）の活用を基本としておりますが、事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達する場合があります。資金運用については、短期的な預金やCMSの活用等、安全性の高い金融資産で運用をしております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。親会社（㈱ネクシーズ）が提供するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）は当事業年度末日までにすべて解消しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先の信用状況を把握し、期日管理、残高管理を行うことで回収懸念の早期把握やリスク軽減を図っております。預け金については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による親会社への預入であり、同社の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い法人であります。営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|---------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 845,303 | 845,303 | — |
| (2) 売掛金 貸倒引当金（※） | 740,753 △22,413 | 718,340 | — |
| 資産計 | 718,340 | 718,340 | — |
| (1) 買掛金 | 49,338 | 49,338 | — |
| (2) 未払金 | 53,998 | 53,998 | — |
| 負債計 | 103,337 | 103,337 | — |

(※) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 845,303 | — | — | — |
| 売掛金 | 740,753 | — | — | — |

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達する場合があります。資金運用については、短期的な預金等、安全性の高い金融資産で運用をしております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先の信用状況を把握し、期日管理、残高管理を行うことで回収懸念の早期把握やリスク軽減を図っております。営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|---------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 930,698 | 930,698 | — |
| (2) 売掛金 貸倒引当金（※） | 903,855 △52,420 | 851,434 | — |
| 資産計 | 851,434 | 851,434 | — |
| (1) 買掛金 | 1,782,133 | 1,782,133 | — |
| (2) 未払金 | 46,610 | 46,610 | — |
| 負債計 | 57,801 | 57,801 | — |
| | 104,412 | 104,412 | — |

（※） 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 930,698 | — | — | — |
| 売掛金 | 903,855 | — | — | — |

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|--------------|--|---|--|
| 決議年月日 | 平成18年3月14日開催の臨時株主総会決議及び平成18年3月14日開催の取締役会決議 | 平成24年12月13日開催の定期株主総会決議及び平成25年3月25日開催の取締役会決議 | 平成25年3月15日開催の臨時株主総会決議及び平成25年3月25日開催の取締役会決議 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社役員 6名 親会社取締役 1名 当社従業員 37名 | 当社取締役 8名 | 当社従業員 119名 |
| 株式の種類及び付与数 | 普通株式 5,500株 | 普通株式 5,840株 | 普通株式 4,032株 |
| 付与日 | 平成18年3月14日 | 平成25年3月29日 | 平成25年3月29日 |
| 権利確定条件 | (注) 1 | (注) 2 | (注) 2 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 平成20年4月1日から 平成27年3月31日まで | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで |

| | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 |
|--------------|--|---|
| 決議年月日 | 平成25年4月12日開催の臨時株主総会決議及び平成25年9月12日開催の取締役会決議 | 平成24年12月13日開催の定期株主総会決議及び平成25年9月12日開催の取締役会決議 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社顧問 2名 | 当社取締役 1名 |
| 株式の種類及び付与数 | 普通株式 3,125株 | 普通株式 50株 |
| 付与日 | 平成25年9月20日 | 平成25年9月20日 |
| 権利確定条件 | (注) 2 | (注) 2 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで |

- (注) 1. ① 当社普通株式がいづれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 ② 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 ③ 権利を付与された者は、当社、当社の親会社、子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した場合は、権利行使することはできない。ただし、任期満了により退任した場合、当社の就業規則第18条に定める定年の事由により退職した場合、その他当社の取締役会が特別にその後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合はこの限りではない。
2. ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
 ② 新株予約権発行時において当社の顧問、取締役または従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の顧問、取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他の正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を相続しない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|----------|--|---|--|
| 決議年月日 | 平成18年3月14日開催の臨時株主総会決議及び平成18年3月14日開催の取締役会決議 | 平成24年12月13日開催の定時株主総会決議及び平成25年3月25日開催の取締役会決議 | 平成25年3月15日開催の臨時株主総会決議及び平成25年3月25日開催の取締役会決議 |
| 権利確定前（株） | | | |
| 前事業年度末 | 5,414 | — | — |
| 付与 | — | 5,840 | 4,032 |
| 失効 | 22 | — | 69 |
| 権利確定 | — | — | — |
| 未確定残 | 5,392 | 5,840 | 3,963 |
| 権利確定後（株） | | | |
| 前事業年度末 | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — |
| 権利行使 | — | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 未行使残 | — | — | — |

| | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 |
|----------|--|---|
| 決議年月日 | 平成25年4月12日開催の臨時株主総会決議及び平成25年9月12日開催の取締役会決議 | 平成24年12月13日開催の定時株主総会決議及び平成25年9月12日開催の取締役会決議 |
| 権利確定前（株） | | |
| 前事業年度末 | — | — |
| 付与 | 3,125 | 50 |
| 失効 | — | — |
| 権利確定 | — | — |
| 未確定残 | 3,125 | 50 |
| 権利確定後（株） | | |
| 前事業年度末 | — | — |
| 権利確定 | — | — |
| 権利行使 | — | — |
| 失効 | — | — |
| 未行使残 | — | — |

② 単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-------------------|--|---|--|
| 決議年月日 | 平成18年3月14日開催の臨時株主総会決議及び平成18年3月14日開催の取締役会決議 | 平成24年12月13日開催の定期株主総会決議及び平成25年3月25日開催の取締役会決議 | 平成25年3月15日開催の臨時株主総会決議及び平成25年3月25日開催の取締役会決議 |
| 権利行使価格（円） | 25,000 | 65,000 | 65,000 |
| 行使時平均株価（円） | — | — | — |
| 付与日における公正な評価単価（円） | — | — | — |

| | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 |
|-------------------|--|---|
| 決議年月日 | 平成25年4月12日開催の臨時株主総会決議及び平成25年9月12日開催の取締役会決議 | 平成24年12月13日開催の定期株主総会決議及び平成25年9月12日開催の取締役会決議 |
| 権利行使価格（円） | 65,000 | 65,000 |
| 行使時平均株価（円） | — | — |
| 付与日における公正な評価単価（円） | — | — |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法は、当社株式が未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式によっております。その結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価はゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| ② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一千円 |

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|--------------|--|---|--|
| 決議年月日 | 平成18年3月14日開催の臨時株主総会決議及び平成18年3月14日開催の取締役会決議 | 平成24年12月13日開催の定時株主総会決議及び平成25年3月25日開催の取締役会決議 | 平成25年3月15日開催の臨時株主総会決議及び平成25年3月25日開催の取締役会決議 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社役員 6名 親会社取締役 1名 当社従業員 37名 | 当社取締役 8名 | 当社従業員 119名 |
| 株式の種類及び付与数 | 普通株式 550,000株 | 普通株式 584,000株 | 普通株式 403,200株 |
| 付与日 | 平成18年3月14日 | 平成25年3月29日 | 平成25年3月29日 |
| 権利確定条件 | (注) 1 | (注) 2 | (注) 2 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 平成20年4月1日から 平成27年3月31日まで | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで |

| | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 |
|--------------|--|---|--|
| 決議年月日 | 平成25年4月12日開催の臨時株主総会決議及び平成25年9月12日開催の取締役会決議 | 平成24年12月13日開催の定時株主総会決議及び平成25年9月12日開催の取締役会決議 | 平成25年3月15日開催の臨時株主総会決議及び平成26年2月14日開催の取締役会決議 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社顧問 2名 | 当社取締役 1名 | 当社従業員 15名 |
| 株式の種類及び付与数 | 普通株式 312,500株 | 普通株式 5,000株 | 普通株式 7,300株 |
| 付与日 | 平成25年9月20日 | 平成25年9月20日 | 平成26年2月19日 |
| 権利確定条件 | (注) 2 | (注) 2 | (注) 2 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで | 平成28年3月1日から 平成34年3月31日まで |

(注) 1. ① 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

② 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

③ 権利を付与された者は、当社、当社の親会社、子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した場合は、権利行使することはできない。ただし、任期満了により退任した場合、当社の就業規則第18条に定める定年の事由により退職した場合、その他当社の取締役会が特別にその後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合はこの限りではない。

2. ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。

② 新株予約権発行時において当社の顧問、取締役または従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の顧問、取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他の正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を相続しない。

3. 当社は、平成26年4月11日付で、普通株式1株を100株に分割いたしました。株式数は、株式分割後の値を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|----------|--|---|--|
| 決議年月日 | 平成18年3月14日開催の臨時株主総会決議及び平成18年3月14日開催の取締役会決議 | 平成24年12月13日開催の定時株主総会決議及び平成25年3月25日開催の取締役会決議 | 平成25年3月15日開催の臨時株主総会決議及び平成25年3月25日開催の取締役会決議 |
| 権利確定前（株） | | | |
| 前事業年度末 | 539,200 | 584,000 | 396,300 |
| 付与 | — | — | — |
| 失効 | — | — | 18,500 |
| 権利確定 | — | — | — |
| 未確定残 | 539,200 | 584,000 | 377,800 |
| 権利確定後（株） | | | |
| 前事業年度末 | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — |
| 権利行使 | — | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 未行使残 | — | — | — |

| | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 |
|----------|--|---|--|
| 決議年月日 | 平成25年4月12日開催の臨時株主総会決議及び平成25年9月12日開催の取締役会決議 | 平成24年12月13日開催の定時株主総会決議及び平成25年9月12日開催の取締役会決議 | 平成25年3月15日開催の臨時株主総会決議及び平成26年2月14日開催の取締役会決議 |
| 権利確定前（株） | | | |
| 前事業年度末 | 312,500 | 5,000 | — |
| 付与 | — | — | 7,300 |
| 失効 | — | — | 800 |
| 権利確定 | — | — | — |
| 未確定残 | 312,500 | 5,000 | 6,500 |
| 権利確定後（株） | | | |
| 前事業年度末 | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — |
| 権利行使 | — | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 未行使残 | — | — | — |

(注) 当社は、平成26年4月11日付で、普通株式1株を100株に分割いたしました。株式数は、株式分割後の値を記載しております。

② 単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-------------------|--|---|--|
| 決議年月日 | 平成18年3月14日開催の臨時株主総会決議及び平成18年3月14日開催の取締役会決議 | 平成24年12月13日開催の定期株主総会決議及び平成25年3月25日開催の取締役会決議 | 平成25年3月15日開催の定期株主総会決議及び平成25年3月25日開催の取締役会決議 |
| 権利行使価格（円） | 250 | 650 | 650 |
| 行使時平均株価（円） | — | — | — |
| 付与日における公正な評価単価（円） | — | — | — |

| | 第4回新株予約権 | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 |
|-------------------|--|---|--|
| 決議年月日 | 平成25年4月12日開催の臨時株主総会決議及び平成25年9月12日開催の取締役会決議 | 平成24年12月13日開催の定期株主総会決議及び平成25年9月12日開催の取締役会決議 | 平成25年3月15日開催の臨時株主総会決議及び平成26年2月14日開催の取締役会決議 |
| 権利行使価格（円） | 650 | 650 | 650 |
| 行使時平均株価（円） | — | — | — |
| 付与日における公正な評価単価（円） | — | — | — |

(注) 当社は、平成26年4月11日付で、普通株式1株を100株に分割いたしました。権利行使価格は、株式分割後の値を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法は、当社株式が未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式によっております。その結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価はゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| ② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度(平成25年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|----------|----------|
| 未払事業所税 | 430千円 |
| 繰越欠損金 | 77,146〃 |
| 貸倒引当金 | 10,820〃 |
| 減価償却超過額 | 40〃 |
| その他 | 2,188〃 |
| 繰延税金資産小計 | 90,624千円 |
| 評価性引当額 | △12,938〃 |
| 繰延税金資産合計 | 77,686千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|--------------------|--------|
| 法定実効税率 | 39.4% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.1% |
| 住民税均等割等 | 1.8% |
| 評価性引当額の増減 | △41.7% |
| その他 | △1.0% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | △1.4% |

当事業年度(平成26年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産 | |
|----------|-----------------|
| 未払事業税 | 2,131千円 |
| 貸倒引当金 | 20,935 " " |
| その他 | 2,914 " " |
| 繰延税金資産小計 | <u>25,980千円</u> |
| 繰延税金資産合計 | 25,980千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|-------------------|--------------|
| 法定実効税率 | 39.4% |
| (調整) | |
| 住民税均等割等 | 1.2% |
| 評価性引当額の増減 | △5.5% |
| その他 | 0.4% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | <u>35.5%</u> |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については前事業年度の39.4%から37.1%に変更されております。この税率変更による影響額は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率の引き下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.1%から35.4%になります。この税率変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

当社は、インターネットを主とした企業プロモーション支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

当社は、インターネットを主とした企業プロモーション支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 電子雑誌 | その他ソリューション | 合計 |
|-----------|---------|------------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 963,854 | 548,752 | 1,512,606 |

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 電子雑誌 | その他ソリューション | 合計 |
|-----------|-----------|------------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 1,122,017 | 586,363 | 1,708,380 |

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成24年10月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 9 月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成24年10月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 9 月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成24年10月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 9 月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 (被所有) の所有 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|----------------|------------|----------------------|---------------|-------------------------------|---|----------------------|--------------|----|--------------|
| 親会社 | ㈱ネクシーズ | 東京都 渋谷区 | 1,189,156 | 事業持株 会社 | (被所有) 直接 64.75 | 管理業務の 一部委託 役員の兼任 CMSに による取引 | 資金の 預け入れ (注) 2 | 730,119 | — | — |

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の預け入れについては、CMS (キャッシュ・マネジメント・システム) による取引であり、取引金額は期中の平均残高を記載しております。利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しています。なお、当該取引は当事業年度末日までにすべて解消しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

㈱ネクシーズ (東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

㈱ネクシーズ (東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 平成24年10月 1 日 至 平成25年 9月30日) | 当事業年度 (自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 9月30日) |
|---------------|--|--|
| 1 株当たり純資産額 | 125.55円 | 136.89円 |
| 1 株当たり当期純利益金額 | 12.43円 | 11.34円 |

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成26年 4月 11日付で普通株式 1 株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりあります。

| | 前事業年度 (自 平成24年10月 1 日 至 平成25年 9月30日) | 当事業年度 (自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 9月30日) |
|--|--|---|
| 1 株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益(千円) | 155,618 | 141,953 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 155,618 | 141,953 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 12,520,000 | 12,520,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 新株予約権 5 種類 (新株予約権の数18,370個)。 | 新株予約権 6 種類 (新株予約権の数18,250個)。これらの詳細は、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

当社は平成26年3月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年4月11日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成26年4月10日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式について、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式 12,394,800株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 12,520,000株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 40,000,000株

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(4) 株式分割及び単元株制度の効力発生日

平成26年4月11日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が第13期の期首に行われたと仮定して算定しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

当事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

当社は、平成27年7月14日開催の臨時株主総会において、当社の取締役に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議しております。

なお、当該新株予約権の詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (7) ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

【注記事項】

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率の引き下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年10月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.1%から35.4%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は1,367千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(四半期貸借対照表関係)

※ 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

| 当第3四半期会計期間 (平成27年6月30日) | |
|----------------------------|---------|
| 投資その他の資産 | 4,999千円 |

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

| 当第3四半期累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日) | |
|--|----------|
| 減価償却費 | 22,439千円 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)

当社は、インターネットを主とした企業プロモーション支援事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当第3四半期累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日) |
|---|--|
| 1 株当たり四半期純利益金額 | 9.15円 |
| (算定上の基礎) | |
| 四半期純利益金額(千円) | 114,530 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(千円) | 114,530 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 12,520,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | — |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成27年7月14日開催の臨時株主総会において、当社の取締役に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。当該新株予約権の概要は次のとおりであります。

| | |
|--|-----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 6,000 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 600,000（注1） |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 650（注2） |
| 新株予約権の行使期間 | 平成29年8月1日から 平成34年3月31日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 650 資本組入額 325 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注3） |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注4） |
| 代用払込に関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注5） |

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とします。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

2. 本新株予約権の行使価額は、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
 ② 新株予約権発行時において当社の取締役であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
4. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
5. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、本新株予約権に係る義務を合併による存続会社または株式交換・株式移転による完全親会社となるものに承継させるものとし、その細目については当該合併、株式交換または株式移転を承認する株主総会決議において定めるものとする。

⑤ 【附属明細表】(平成26年9月30日現在)

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高(千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 2,549 | *1 2,527 | — | 5,076 | 1,808 | 552 | 3,268 |
| 工具、器具及び備品 | 36,754 | *2 6,098 | *4 2,846 | 40,006 | 31,368 | 5,372 | 8,638 |
| 有形固定資産計 | 39,303 | 8,625 | 2,846 | 45,083 | 33,176 | 5,925 | 11,906 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 137,061 | *3 31,413 | — | 168,475 | 98,694 | 18,234 | 69,780 |
| 商標権 | 10,636 | — | — | 10,636 | 10,636 | 974 | — |
| 無形固定資産計 | 147,697 | 31,413 | — | 179,111 | 109,330 | 19,209 | 69,780 |

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

| | | |
|----|------------------------|----------|
| *1 | 事務所(名古屋、仙台、広島、福岡)の移転工事 | 2,527千円 |
| *2 | パソコン機器関連 | 4,413千円 |
| | プリンター機器関連 | 1,685千円 |
| *3 | 電子雑誌システム構築費ほか | 31,413千円 |

2. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

| | | |
|----|-----------|---------|
| *4 | パソコン機器関連 | 1,104千円 |
| | プリンター機器関連 | 1,741千円 |

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 27,442 | 44,861 | 3,959 | 11,929 | 56,413 |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成26年9月30日現在)

① 現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|---------|
| 現金 | — |
| 預金 | |
| 普通預金 | 930,698 |
| 小計 | 930,698 |
| 合計 | 930,698 |

② 売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|----------------|---------|
| 楽天㈱ | 8,100 |
| S B I マーケティング㈱ | 6,285 |
| ㈱損得舎 | 5,940 |
| ㈱エスエルティ | 5,752 |
| ランジェコスマティック㈱ | 5,400 |
| その他 | 872,377 |
| 合計 | 903,855 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高(千円) (A) | 当期発生高(千円) (B) | 当期回収高(千円) (C) | 当期末残高(千円) (D) | 回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$ | 滞留期間(日) |
|------------------|------------------|------------------|------------------|--|---------------------|
| | | | | | $\frac{(A)+(D)}{2}$ |
| 740,753 | 1,450,124 | 1,287,023 | 903,855 | 58.7 | 206.9 |

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 買掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額（千円） |
|-------------------------------|--------|
| 楽天 ^(株) | 14,751 |
| ヒストリアル ^(株) | 13,522 |
| h a c o ^(株) | 2,455 |
| ネクシィーズ・マーケティング ^(株) | 1,836 |
| NEMO commerce, INC. | 1,537 |
| その他 | 12,508 |
| 合計 | 46,610 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|--|
| 事業年度 | 10月1日から9月30日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度の末日から3か月以内 |
| 基準日 | 9月30日 |
| 株券の種類 | — |
| 剰余金の配当の基準日 | 3月31日、9月30日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え | |
| 取扱場所 | — |
| 株主名簿管理人 | — |
| 取次所 | — |
| 名義書換手数料 | — |
| 新券交付手数料 | — |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行㈱ 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行㈱ |
| 取次所 | 三井住友信託銀行㈱ 全国各支店 |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故等のやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL http://www.brangista.com/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|-------------|---|-------------------|----------------------------|-------------------------------------|-------------------|------------------------------------|---------|---------------------------------|------------|
| 平成25年9月4日 | 株式会社ネクシィーズ 代表取締役社長 近藤太香巳 | 東京都渋谷区桜丘町20番4号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社) | 楽天株式会社 代表取締役社長 三木谷 浩史 | 東京都品川区東品川四丁目12番3号 | — | 15,024 | 976,560,000 (65,000) (注4) | 当社の資本政策による |
| 平成25年9月13日 | 株式会社ネクシィーズ 代表取締役社長 近藤太香巳 | 東京都渋谷区桜丘町20番4号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社) | 株式会社幻冬舎 代表取締役社長 見城 徹 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目9番7号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 3,076 | 199,940,000 (65,000) (注4) | 当社の資本政策による |
| 平成25年9月13日 | 株式会社ネクシィーズ 代表取締役社長 近藤太香巳 | 東京都渋谷区桜丘町20番4号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社) | 見城 徹 | 東京都渋谷区 | 特別利害関係者等(当社取締役会長、大株主上位10名) | 1,538 | 99,970,000 (65,000) (注4) | 当社の資本政策による |
| 平成25年9月13日 | 株式会社ネクシィーズ 代表取締役社長 近藤太香巳 | 東京都渋谷区桜丘町20番4号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社) | 本間 憲 | 東京都千代田区 | 特別利害関係者等(当社取締役副会長、大株主上位10名) | 1,271 | 82,615,000 (65,000) (注4) | 当社の資本政策による |
| 平成25年9月13日 | SBIイノベーションファンド2号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役社長 中川 隆 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | — | 本間 憲 | 東京都千代田区 | 特別利害関係者等(当社取締役副会長、大株主上位10名) | 267 | 17,355,000 (65,000) (注4) | 当社の資本政策による |
| 平成25年9月13日 | SBIイノベーションファンド2号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役社長 中川 隆 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | — | 株式会社レプロエンタテインメント 代表取締役社長 本間 憲 | 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 1,538 | 99,970,000 (65,000) (注4) | 当社の資本政策による |
| 平成25年12月26日 | ジャフコV2共有 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役社長 豊貴 伸一 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 近藤 太香巳 | 東京都渋谷区 | 特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名、資本的関係会社役員) | 1,500 | 97,500,000 (65,000) (注4) | 当社の資本政策による |
| 平成25年12月26日 | ジャフコV2共有 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役社長 豊貴 伸一 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 株式会社ネクシィーズ 代表取締役社長 近藤太香巳 | 東京都渋谷区桜丘町20番4号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社) | 920 | 59,800,000 (65,000) (注4) | 当社の資本政策による |
| 平成25年12月26日 | ジャフコV2-W投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役社長 豊貴 伸一 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 株式会社ネクシィーズ 代表取締役社長 近藤太香巳 | 東京都渋谷区桜丘町20番4号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社) | 230 | 14,950,000 (65,000) (注4) | 当社の資本政策による |
| 平成25年12月26日 | ジャフコV2-R投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役社長 豊貴 伸一 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | — | 株式会社ネクシィーズ 代表取締役社長 近藤太香巳 | 東京都渋谷区桜丘町20番4号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社) | 100 | 6,500,000 (65,000) (注4) | 当社の資本政策による |

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|-------------|--|-------------------|------------------|--------------------------------|----------------|------------------------------------|---------|--------------------------------|------------|
| 平成25年12月26日 | ニッセイ・キャピタル3号投資事業有限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 社長 有馬 英二 | 東京都千代田区永田町二丁目4番8号 | — | 株式会社ネクシーズ 代表取締役 社長 近藤太香巳 | 東京都渋谷区桜丘町20番4号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社) | 250 | 16,250,000 (65,000) (注4) | 当社の資本政策による |
| 平成26年11月20日 | ニッセイ・キャピタル3号投資事業有限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 社長 有馬 英二 | 東京都千代田区永田町二丁目4番8号 | — | 近藤 太香巳 | 東京都渋谷区 | 特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名、資本的関係会社役員) | 25,000 | 3,425,000 (137) (注5) | 所有者の事情による |

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1.において同じ。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成24年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式または新株予約権の譲受けまたは譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合には、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格は、DCF方式（ディスカウント・キャッシュ・フロー方式）により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上決定しております。

5. 移動価格は、簿価純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上決定しております。

6. 当社は、平成26年3月13日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で、1株を100株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の移動に係る移動株数及び単価は、株式分割前の移動株数及び単価を記載しております。平成26年4月11日以降の移動に係る移動株数及び単価は、分割後の移動株数及び単価で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目 | 新株予約権① | 新株予約権② | 新株予約権③ |
|-------------|---|--|--|
| 発行年月日 | 平成25年3月29日 | 平成25年3月29日 | 平成25年9月20日 |
| 種類 | 第2回新株予約権 (ストック・オプション) | 第3回新株予約権 (ストック・オプション) | 第4回新株予約権 (ストック・オプション) |
| 発行数 | 5,840株 | 4,032株 | 3,125株 |
| 発行価格 | 65,000円（注）3 | 65,000円（注）3 | 65,000円（注）3 |
| 資本組入額 | 32,500円 | 32,500円 | 32,500円 |
| 発行価額の総額 | 379,600,000円 | 262,080,000円 | 203,125,000円 |
| 資本組入額の総額 | 189,800,000円 | 131,040,000円 | 101,562,500円 |
| 発行方法 | 平成24年12月13日開催の定時株主総会及び、平成25年3月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行なっております。 | 平成25年3月15日開催の臨時株主総会及び、平成25年3月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行なっております。 | 平成25年4月12日開催の臨時株主総会及び、平成25年9月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行なっております。 |
| 保有期間等に関する確約 | — | — | — |

| 項目 | 新株予約権④ | 新株予約権⑤ | 新株予約権⑥ |
|-------------|---|--|--|
| 発行年月日 | 平成25年9月20日 | 平成26年2月19日 | 平成27年7月17日 |
| 種類 | 第5回新株予約権 (ストック・オプション) | 第6回新株予約権 (ストック・オプション) | 第7回新株予約権 (ストック・オプション) |
| 発行数 | 50株 | 73株 | 600,000株 |
| 発行価格 | 65,000円（注）3 | 65,000円（注）3 | 650円（注）3 |
| 資本組入額 | 32,500円 | 32,500円 | 325円 |
| 発行価額の総額 | 3,250,000円 | 4,745,000円 | 390,000,000円 |
| 資本組入額の総額 | 1,625,000円 | 2,372,500円 | 195,000,000円 |
| 発行方法 | 平成24年12月13日開催の定時株主総会及び、平成25年9月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行なっております。 | 平成25年3月15日開催の臨時株主総会及び、平成26年2月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行なっております。 | 平成27年7月14日開催の臨時株主総会及び、平成27年7月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行なっております。 |
| 保有期間等に関する確約 | — | （注）2 | （注）2 |

（注）1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりあります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員または従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理または受理の取消し措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は、平成26年9月30日であります。
- 2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいづれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

3. 発行価格は、DCF方式（ディスカウント・キャッシュ・フロー方式）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

| | 新株予約権① | 新株予約権② | 新株予約権③ |
|-----------------|---|-----------------------------|-----------------------------|
| 行使時の払込金額 | 1株につき65,000円 | 1株につき65,000円 | 1株につき65,000円 |
| 行使期間 | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで |
| 行使の条件及び譲渡に関する事項 | <p>① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。</p> <p>② 新株予約権発行時において当社の取締役であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。</p> <p>④ 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> | | |
| | <p>① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。</p> <p>② 新株予約権発行時において当社の従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。</p> <p>④ 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> | | |
| | <p>① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。</p> <p>② 新株予約権発行時において当社の顧問であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の顧問であることを要する。ただし、顧問を退任または辞任した際に正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。</p> <p>④ 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> | | |

| | 新株予約権④ | 新株予約権⑤ | 新株予約権⑥ |
|-----------------|---|-----------------------------|-----------------------------|
| 行使時の払込金額 | 1株につき65,000円 | 1株につき65,000円 | 1株につき650円 |
| 行使期間 | 平成27年4月1日から 平成34年3月31日まで | 平成28年3月1日から 平成34年3月31日まで | 平成29年8月1日から 平成34年3月31日まで |
| 行使の条件及び譲渡に関する事項 | <p>① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。</p> <p>② 新株予約権発行時において当社の取締役であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。</p> <p>④ 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> | | |
| | <p>① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。</p> <p>② 新株予約権発行時において当社の従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。</p> <p>④ 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> | | |
| | <p>① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。</p> <p>② 新株予約権発行時において当社の顧問であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の顧問であることを要する。ただし、顧問を退任または辞任した際に正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。</p> <p>④ 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> | | |

5. 平成26年4月11日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記新株予約権①から新株予約権⑤の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

第2回新株予約権（ストック・オプション）平成24年12月13日の定時株主総会決議

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格（単価） (円) | 取得者と提出会社 との関係 |
|----------------|----------------|--------------------|-------------|------------------------|---|
| 見城 徹 | 東京都渋谷区 | 会社役員 | 1,000 | 65,000,000 (65,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役会長) |
| 本間 憲 | 東京都千代田区 | 会社役員 | 1,000 | 65,000,000 (65,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役副会長) |
| 近藤 太香巳 | 東京都渋谷区 | 会社役員 | 900 | 58,500,000 (65,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役、 資本的関係会社代表取締役社長) |
| 岩本 恵了 | 東京都中野区 | 会社役員 | 300 | 19,500,000 (65,000) | 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長) |
| 吉藤 淳 | 東京都世田谷区 | 会社役員 | 200 | 13,000,000 (65,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 石原 卓 | 神奈川県横浜市 青葉区 | 会社役員 | 160 | 10,400,000 (65,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 井上 秀嗣 | 東京都渋谷区 | 会社役員 | 155 | 10,075,000 (65,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 緒方 太一 | 神奈川県川崎市 高津区 | 会社役員 | 150 | 9,750,000 (65,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |

(注) 1. 平成26年4月11日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

2. 取得者の権利放棄により一部消却しておりますので減じた割当株数及び価格で記載しております。

第3回新株予約権（ストック・オプション）平成25年3月15日の臨時株主総会決議

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格（単価） (円) | 取得者と提出会社 との関係 |
|----------------|----------------|--------------------|-------------|-----------------------|------------------|
| 木村 泰宗 | 東京都荒川区 | 会社員 | 130 | 8,450,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 押切 静 | 神奈川県川崎市 中原区 | 会社員 | 100 | 6,500,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 濱田 真弥 | 東京都品川区 | 会社員 | 90 | 5,850,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 佐々木 健二 | 神奈川県川崎市 宮前区 | 会社員 | 90 | 5,850,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 菅原 義也 | 神奈川県横浜市 青葉区 | 会社員 | 85 | 5,525,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 三浦 繁人 | 大阪府大阪市旭 区 | 会社員 | 85 | 5,525,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 寒川 喜博 | 東京都渋谷区 | 会社員 | 85 | 5,525,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 高本 剛 | 千葉県松戸市 | 会社員 | 85 | 5,525,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 林 達雄 | 福岡県小郡市 | 会社員 | 85 | 5,525,000 (65,000) | 当社従業員 |

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格（単価） (円) | 取得者と提出会社 との関係 |
|----------------|----------------|--------------------|-------------|-----------------------|------------------|
| 稻葉 久 | 神奈川県横浜市 港北区 | 会社員 | 80 | 5,200,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 菊地 俊之 | 北海道札幌市中 央区 | 会社員 | 75 | 4,875,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 尾形 夏志 | 埼玉県蕨市 | 会社員 | 75 | 4,875,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 柴田 周吾 | 広島県広島市安 佐南区 | 会社員 | 65 | 4,225,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 松田 英之 | 愛知県名古屋市 南区 | 会社員 | 60 | 3,900,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 澤田 裕 | 東京都小平市 | 会社員 | 60 | 3,900,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 茂木 美由紀 | 東京都品川区 | 会社員 | 60 | 3,900,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 典略 太輔 | 東京都中野区 | 会社員 | 55 | 3,575,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 青山 良雄 | 京都府京都市伏 見区 | 会社員 | 55 | 3,575,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 田口 隆一 | 東京都杉並区 | 会社員 | 55 | 3,575,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 田上 美幸 | 東京都大田区 | 会社員 | 50 | 3,250,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 大橋 隆裕 | 東京都福生市 | 会社員 | 50 | 3,250,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 鈴木 里美 | 東京都墨田区 | 会社員 | 50 | 3,250,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 山田 裕丈 | 大阪府大阪市西 淀川区 | 会社員 | 50 | 3,250,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 加藤 弘晃 | 東京都世田谷区 | 会社員 | 45 | 2,925,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 酒井 允 | 福岡県福岡市中 央区 | 会社員 | 45 | 2,925,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 千原 秀一 | 神奈川県川崎市 中原区 | 会社員 | 40 | 2,600,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 加藤 安耶 | 大阪府大阪市福 島区 | 会社員 | 40 | 2,600,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 桐原 光世 | 埼玉県戸田市 | 会社員 | 40 | 2,600,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 堀 優一 | 東京都練馬区 | 会社員 | 40 | 2,600,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 野口 晃弘 | 福岡県福岡市博 多区 | 会社員 | 40 | 2,600,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 鈴木 悠 | 愛知県長久手市 | 会社員 | 40 | 2,600,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 石松 裕子 | 福岡県福津市 | 会社員 | 40 | 2,600,000 (65,000) | 当社従業員 |

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格（単価） (円) | 取得者と提出会社 との関係 |
|----------------|----------------|--------------------|-------------|------------------------|------------------|
| 梶間 淳志 | 神奈川県川崎市 高津区 | 会社員 | 35 | 2,275,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 毛笠 佳史 | 東京都杉並区 | 会社員 | 35 | 2,275,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 糸野 健司 | 兵庫県加古郡 | 会社員 | 35 | 2,275,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 中原 崇行 | 広島県広島市安 佐北区 | 会社員 | 35 | 2,275,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 加藤 曜人 | 愛知県名古屋市 名東区 | 会社員 | 35 | 2,275,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 津久井 俊行 | 埼玉県朝霞市 | 会社員 | 35 | 2,275,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 高橋 伸治 | 神奈川県横浜市 港北区 | 会社員 | 35 | 2,275,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 斎藤 祐貴 | 福岡県福岡市早 良区 | 会社員 | 30 | 1,950,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 杉原 由紀 | 東京都渋谷区 | 会社員 | 30 | 1,950,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 川井 祐介 | 香川県高松市 | 会社員 | 30 | 1,950,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 三ヶ島 一樹 | 福岡県宗像市 | 会社員 | 30 | 1,950,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 三島 正義 | 宮城県仙台市宮 城野区 | 会社員 | 30 | 1,950,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 升本 光典 | 広島県広島市佐 伯区 | 会社員 | 30 | 1,950,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 寺内 功次 | 大阪府大阪市西 区 | 会社員 | 30 | 1,950,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 木村 祥和 | 東京都大田区 | 会社員 | 30 | 1,950,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 久保 良子 | 東京都世田谷区 | 会社員 | 30 | 1,950,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 坂本 涼子 | 宮城県仙台市青 葉区 | 会社員 | 30 | 1,950,000 (65,000) | 当社従業員 |
| 遠藤 裕行 | 大阪府高槻市 | 会社員 | 30 | 1,950,000 (65,000) | 当社従業員 |
| その他 (44名) | | | 820 | 53,300,000 (65,000) | |

- (注) 1. 退職などの理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
 2. 木村泰宗は、平成25年4月12日の臨時株主総会において取締役に選任されたため、特別利害関係者等（当社の取締役）となりました。
 3. 平成26年4月11日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

第4回新株予約権（ストック・オプション）平成25年4月12日の臨時株主総会決議

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格（単価） (円) | 取得者と提出会社 との関係 |
|----------------|--------|--------------------|-------------|------------------------|---------------------|
| 田邊 昭知 | 東京都港区 | 会社役員 | 1,000 | 65,000,000 (65,000) | 特別利害関係者等 (当社の顧問) |
| 北尾 吉孝 | 東京都新宿区 | 会社役員 | 1,000 | 65,000,000 (65,000) | 特別利害関係者等 (当社の顧問) |

(注) 1. 平成26年4月11日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

2. 取得者の権利放棄により一部消却しておりますので減じた割当株数及び価格で記載しております。

第5回新株予約権（ストック・オプション）平成24年12月13日の定時株主総会決議

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格（単価） (円) | 取得者と提出会社と の関係 |
|----------------|--------|--------------------|-------------|-----------------------|----------------------|
| 西原 勝熙 | 東京都港区 | 会社役員 | 50 | 3,250,000 (65,000) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |

(注) 平成26年4月11日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

第6回新株予約権（ストック・オプション）平成25年3月15日の臨時株主総会決議

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格（単価） (円) | 取得者と提出会社と の関係 |
|----------------|--------|--------------------|-------------|-----------------------|------------------|
| 藤原 弘多 | 兵庫県西宮市 | 会社員 | 20 | 1,300,000 (65,000) | 当社従業員 |
| その他（8名） | | | 33 | 2,145,000 (65,000) | |

(注) 1. 退職などの理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成26年4月11日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

第7回新株予約権（ストック・オプション）平成27年7月14日の臨時株主総会決議

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格（単価） (円) | 取得者と提出会社 との関係 |
|----------------|----------------|--------------------|-------------|---------------------|--------------------------|
| 岩本 恵了 | 東京都中野区 | 会社役員 | 120,000 | 78,000,000 (650) | 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長) |
| 吉藤 淳 | 東京都世田谷区 | 会社役員 | 107,900 | 70,135,000 (650) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 石原 卓 | 神奈川県横浜市 青葉区 | 会社役員 | 96,300 | 62,595,000 (650) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 井上 秀嗣 | 東京都渋谷区 | 会社役員 | 94,800 | 61,620,000 (650) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 緒方 太一 | 神奈川県川崎市 高津区 | 会社役員 | 93,400 | 60,710,000 (650) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |
| 木村 泰宗 | 東京都荒川区 | 会社役員 | 87,600 | 56,940,000 (650) | 特別利害関係者等 (当社の取締役) |

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する 所有株式数の割合 (%) |
|--------------------------------------|-----------------------------------|----------------------|-----------------------------|
| ㈱ ネクシーズ ※1、2 | 東京都渋谷区桜丘町20番4号 ネクシーズスクエアビル | 8,257,100 | 58.60 |
| 楽天㈱ ※1 | 東京都品川区東品川四丁目12番3号 | 1,502,400 | 10.66 |
| ㈱ 幻冬舎 ※1、5 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目9番7号 | 643,600 | 4.57 |
| ㈱ レプロエンタテインメント ※1、6 | 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 J R 東急目黒ビル16階 | 489,800 | 3.48 |
| S B I ビービー・メディア投資事業有限 責任組合 ※1 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー19階 | 475,000 | 3.37 |
| ジャフコV2共有投資事業有限責任組合 ※1 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 330,000 | 2.34 |
| S B I ブロードバンドファンド1号投資 事業有限責任組合 ※1 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー19階 | 294,500 | 2.09 |
| 近藤 太香巳 ※1、3、4 | 東京都渋谷区 | 275,000 (100,000) | 1.95 (0.71) |
| 見城 徹 ※1、7 | 東京都渋谷区 | 253,800 (100,000) | 1.80 (0.71) |
| 本間 憲 ※1、8 | 東京都千代田区 | 253,800 (100,000) | 1.80 (0.71) |
| 岩本 恵了 ※9 | 東京都中野区 | 160,000 (160,000) | 1.14 (1.14) |
| 吉藤 淳 ※4 | 東京都世田谷区 | 127,900 (127,900) | 0.90 (0.90) |
| 石原 卓 ※4 | 神奈川県横浜市青葉区 | 112,300 (112,300) | 0.80 (0.80) |
| 緒方 太一 ※4 | 神奈川県川崎市高津区 | 110,900 (110,900) | 0.78 (0.78) |
| 井上 秀嗣 ※4 | 東京都渋谷区 | 110,300 (110,300) | 0.78 (0.78) |
| 木村 泰宗 ※4 | 東京都荒川区 | 101,200 (101,200) | 0.72 (0.72) |
| 田邊 昭知 | 東京都港区 | 100,000 (100,000) | 0.71 (0.71) |
| 北尾 吉孝 | 東京都新宿区 | 100,000 (100,000) | 0.71 (0.71) |
| ジャフコV2-W投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 32,000 | 0.23 |
| ジャフコV2-R投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 13,000 | 0.09 |
| 押切 静 ※10 | 神奈川県川崎市中原区 | 10,500 (10,500) | 0.07 (0.07) |
| 濱田 真弥 ※10 | 東京都品川区 | 10,000 (10,000) | 0.07 (0.07) |
| 佐々木 健二 ※10 | 神奈川県川崎市宮前区 | 9,400 (9,400) | 0.07 (0.07) |
| 林 達雄 ※10 | 福岡県小郡市 | 8,800 (8,800) | 0.06 (0.06) |
| 菅原 義也 ※10 | 神奈川県横浜市青葉区 | 8,500 (8,500) | 0.06 (0.06) |
| 三浦 繁人 ※10 | 大阪府大阪市旭区 | 8,500 (8,500) | 0.06 (0.06) |
| 寒川 喜博 ※10 | 東京都渋谷区 | 8,500 (8,500) | 0.06 (0.06) |
| 高本 剛 ※10 | 千葉県松戸市 | 8,500 (8,500) | 0.06 (0.06) |

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する 所有株式数の割合 (%) |
|------------|------------|---------------------------|-----------------------------|
| 稻葉 久 ※10 | 神奈川県横浜市港北区 | 8,000 (8,000) | 0.06 (0.06) |
| 尾形 夏志 ※10 | 埼玉県蕨市 | 7,900 (7,900) | 0.06 (0.06) |
| 菊地 俊之 ※10 | 北海道札幌市中央区 | 7,500 (7,500) | 0.05 (0.05) |
| 柴田 周吾 ※10 | 広島県広島市安佐南区 | 6,500 (6,500) | 0.05 (0.05) |
| 松田 英之 ※10 | 愛知県名古屋市南区 | 6,000 (6,000) | 0.04 (0.04) |
| 澤田 裕 ※10 | 東京都小平市 | 6,000 (6,000) | 0.04 (0.04) |
| 茂木 美由紀 ※10 | 東京都品川区 | 6,000 (6,000) | 0.04 (0.04) |
| 典略 太輔 ※10 | 東京都中野区 | 5,500 (5,500) | 0.04 (0.04) |
| 青山 良雄 ※10 | 京都府京都市伏見区 | 5,500 (5,500) | 0.04 (0.04) |
| 田口 隆一 ※10 | 東京都杉並区 | 5,500 (5,500) | 0.04 (0.04) |
| 西原 勝熙 ※4 | 東京都港区 | 5,000 (5,000) | 0.04 (0.04) |
| 田上 美幸 ※10 | 東京都大田区 | 5,000 (5,000) | 0.04 (0.04) |
| 大橋 隆裕 ※10 | 東京都福生市 | 5,000 (5,000) | 0.04 (0.04) |
| 鈴木 里美 ※10 | 東京都墨田区 | 5,000 (5,000) | 0.04 (0.04) |
| 山田 裕丈 ※10 | 大阪府池田市西淀川区 | 5,000 (5,000) | 0.04 (0.04) |
| 加藤 弘晃 ※10 | 東京都世田谷区 | 4,500 (4,500) | 0.03 (0.03) |
| 酒井 允 ※10 | 福岡県福岡市中央区 | 4,500 (4,500) | 0.03 (0.03) |
| 千原 秀一 ※10 | 神奈川県川崎市中原区 | 4,000 (4,000) | 0.03 (0.03) |
| 加藤 安耶 ※10 | 大阪府大阪市福島区 | 4,000 (4,000) | 0.03 (0.03) |
| 桐原 光世 ※10 | 埼玉県戸田市 | 4,000 (4,000) | 0.03 (0.03) |
| 堀 優一 ※10 | 東京都練馬区 | 4,000 (4,000) | 0.03 (0.03) |
| 野口 晃弘 ※10 | 福岡県福岡市博多区 | 4,000 (4,000) | 0.03 (0.03) |
| その他 (81名) | - | 156,100 (156,100) | 1.11 (1.11) |
| 計 | - | 14,089,800 (1,569,800) | 100.00 (11.14) |

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※番号は次のとおりの株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
- 2 特別利害関係者等 (資本的関係会社)
- 3 特別利害関係者等 (資本的関係会社代表取締役社長)
- 4 特別利害関係者等 (当社取締役)
- 5 特別利害関係者等 (当社取締役会長により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)
- 6 特別利害関係者等 (当社取締役副会長により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)
- 7 特別利害関係者等 (当社取締役会長)
- 8 特別利害関係者等 (当社取締役副会長)
- 9 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
- 10 当社の従業員

2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年8月6日

株式会社 ブランジスタ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 竹野俊成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有川勉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブランジスタの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブランジスタの平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年8月6日

株式会社 ブランジスタ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 竹野俊成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有川勉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブランジスタの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブランジスタの平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月6日

株式会社 ブランジスタ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 竹野俊成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 垂井健 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブランジスタの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第15期事業年度の第3四半期会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年10月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブランジスタの平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



「電子雑誌」は、ブランジスタ。

www.brangista.com

